
長野原町高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

＜令和6年度～令和8年度＞

令和6年3月

長野原町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 法令等の根拠と計画の位置づけ	2
4 日常生活圏域の設定	2
5 国における制度改正の動向	3
6 計画の策定体制	4
第2章 長野原町の高齢者を取り巻く現状	5
1 長野原町の人口の状況	5
2 長野原町の要介護認定者の状況	7
3 アンケート調査からみる状況	9
4 課題のとりまとめ	29
第3章 基本理念と基本目標	31
1 基本理念	31
2 基本的視点	31
3 基本目標	31
4 施策の体系	32
第4章 施策の方向	34
基本目標1 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	34
1 高齢者の包括的・総合的な支援	34
2 地域支援事業の充実	36
3 介護保険サービスの充実	42
4 福祉サービスの充実	53
基本目標2 高齢者が自分らしくいきいき暮らせるまちづくり	56
1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	56
2 高齢者が活躍できるまちづくり	56
3 高齢者を支えるまちづくり	58
4 高齢者がのびのび暮らせるまちづくり	59
5 高齢者の尊厳を守るまちづくり	60
第5章 介護保険サービスの推計と保険料	61
1 人口及び要支援・要介護認定者数の推計	61
2 介護保険の保険料と事業費の算出	62
3 介護保険料の設定	65
第6章 計画の推進	69
1 計画の進行管理と点検	69
2 介護保険制度や高齢者福祉制度の周知・啓発	69
3 サービスの質の確保と介護給付の適正化	69
4 関係機関・地域との連携	70
資料編	71

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 12 年に創設された介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとして定着し、現在に至っています。しかし、わが国では世界に類をみない高齢化が進行し続けており、さらなる高齢者の増加や現役世代の減少が見込まれる中、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

こうした中、長野原町（以下、本町という）においても、全国の傾向と同様に高齢化が進行しており、今後も高齢者の増加や現役世代の減少が見込まれています。

本町では、令和 2 年 3 月に「長野原町高齢者福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画」を策定し、各種高齢者施策を推進してきました。今回策定する「長野原町高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画」（以下、本計画という）は、令和 6 年度から令和 8 年度を計画期間と定め、国の示す「地域共生社会」の考え方をふまえつつ、継続して地域包括ケアシステムを推進し、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心していきいきと暮らせるまち」の実現をめざします。

また、本計画では現役世代が急減することが見込まれている令和 22 年（2040 年）に向けた視点もふまえ、高齢者人口や介護ニーズを中長期的に見据えて、各種施策を推進します。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間です。また、高齢化の進行に加えて現役世代の減少が顕著となる令和 22 年を見据えた計画とします。

■計画期間

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
計画 期間	第 8 期計画			第 9 期計画（本計画）			第 10 期計画		

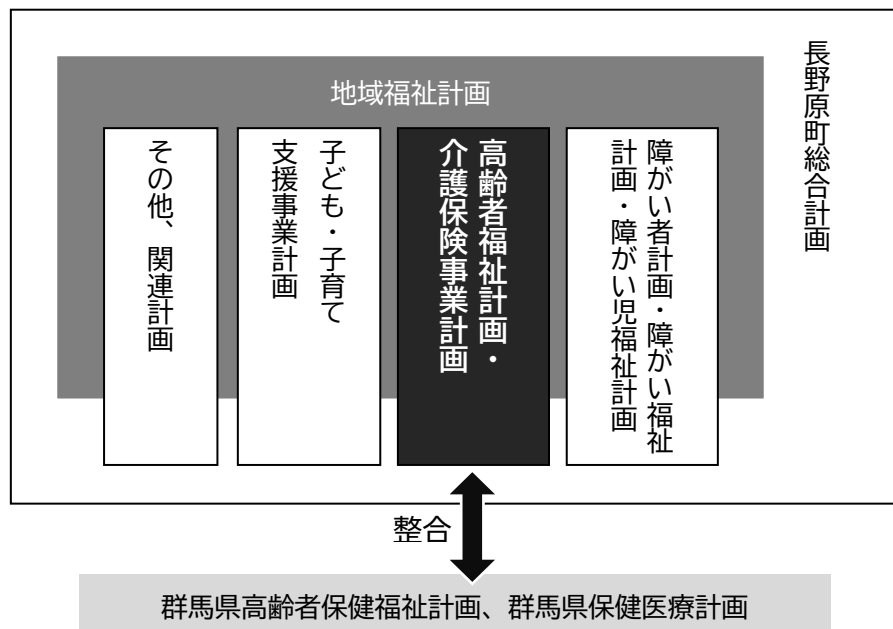
3 法令等の根拠と計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8「市町村老人福祉計画」に、また、介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 117 条「市町村介護保険事業計画」に基づく計画です。

本町では、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

また、本計画は「長野原町総合計画」を最上位計画とし、本町の関連する各種計画及び群馬県の「群馬県高齢者保健福祉計画」「群馬県保健医療計画」との整合性を図りながら推進します。

■本計画の位置づけのイメージ



4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、市町村が地理的条件や人口の状況、交通事情及びその他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定めるものです。

本町では、面積や人口規模、介護サービス事業所の整備状況、今後の基盤整備等をふまえて、町全体を 1 圏域として設定します。

5 国における制度改革の動向

(1)「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」における介護保険関係の主な改正事項

①介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
- ・被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- ・市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

②介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
- ・各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
- ・国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

③介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進
- ・都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

④看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
- ・看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

⑤地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
- ・要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

資料：厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料」

(2) 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加をふまえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：厚生労働省「基本指針の構成について」

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、住民を対象とする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施し、高齢者や支援者の現状、意向等を把握しました。また、高齢者福祉、介護保険に係る市内の関係部局を通じたヒアリングシート調査を実施し、現状と今後の方向性を確認しました。

また、本計画は「長野原町介護保険事業懇談会」において審議を実施し、高齢者福祉及び介護保険に係る専門家や関係団体、事業者、住民の意見を反映して策定しました。

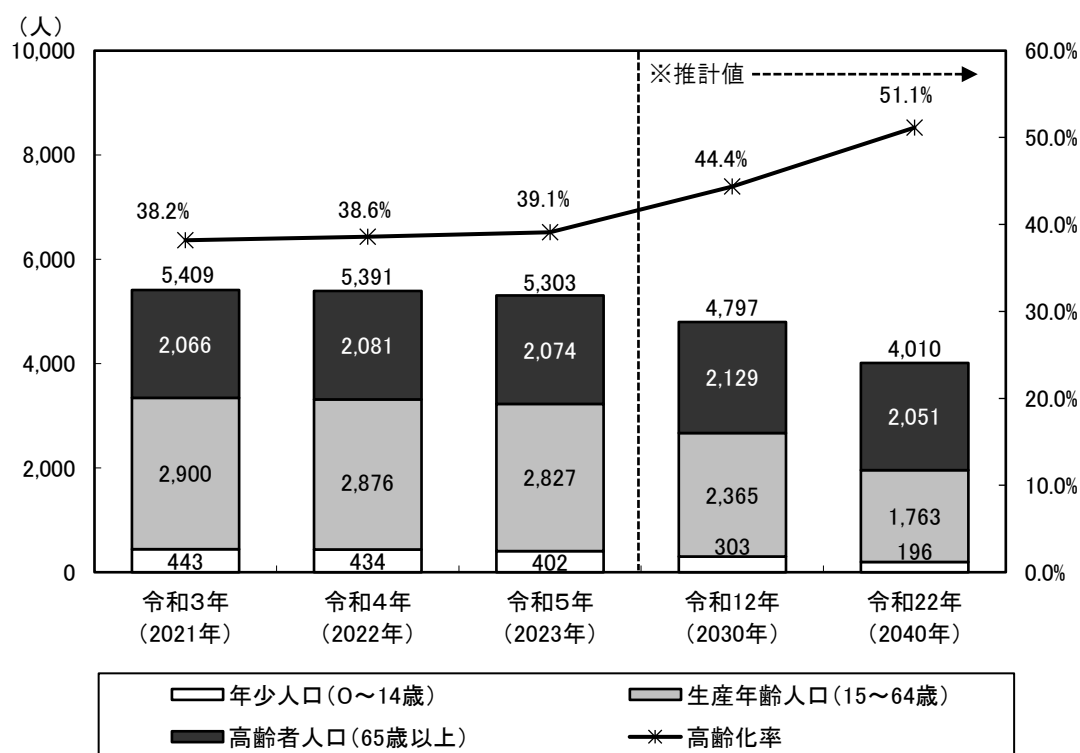
第2章 長野原町の高齢者を取り巻く現状

1 長野原町の人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、年々緩やかに減少しており、令和5年では5,303人となっています。年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、年々減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増減を重ねています。令和5年では、高齢者人口（65歳以上）は2,074人で、高齢化率は39.1%となっています。

長期的な推計をみると、高齢化の進行とともに現役世代の減少が顕著となると予測されている令和22年では、高齢化率が51.1%となっています。

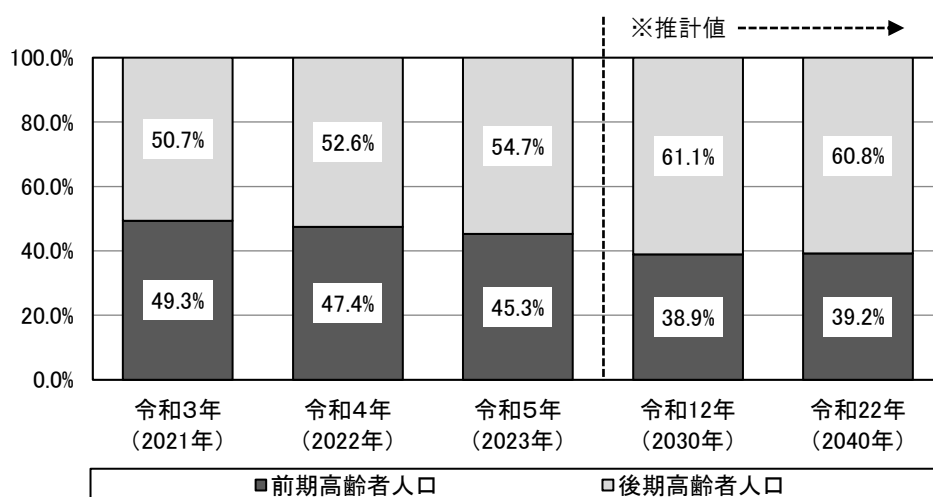


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者人口の割合

本町の高齢者人口の割合をみると、75 歳以上の後期高齢者人口の割合が微増の傾向で推移しています。

また、令和 22 年の推計では、後期高齢者人口の割合が 60.8%となっています。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(3) 65 歳以上の高齢者のいる世帯数

本町の世帯数をみると総世帯数は平成 27 年から減少していますが、高齢者世帯は増加しており、令和 2 年で 65 歳以上の高齢者のいる世帯が 56.0%、高齢者夫婦世帯は 16.2%、高齢者単身世帯は 14.4%となっています。また、高齢者世帯の割合は、いずれも群馬県よりも高い割合となっています。

■長野原町の高齢者世帯の状況（平成 22 年、平成 27 年）

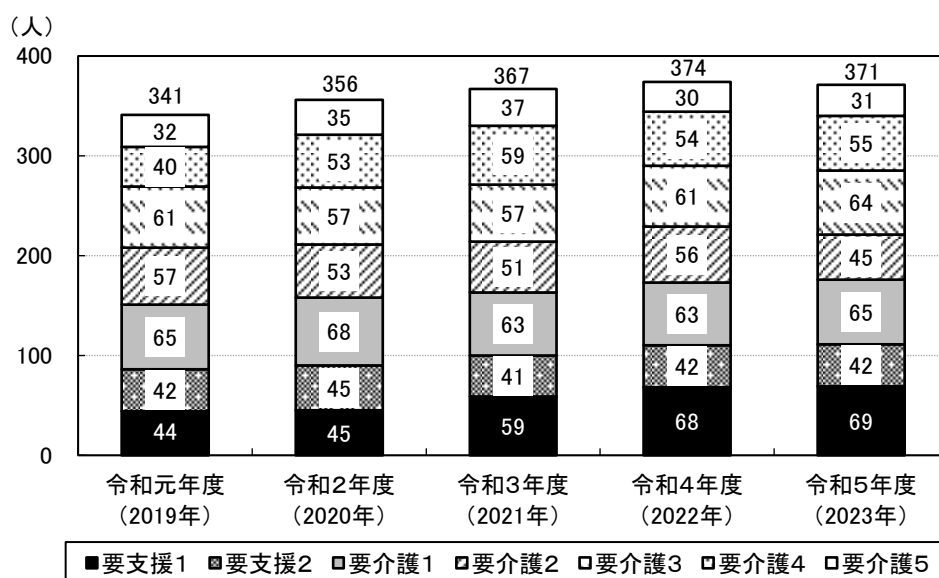
	群馬県		長野原町			
	令和 2 年 (2020 年)		平成 27 年 (2015 年)		令和 2 年 (2020 年)	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
総世帯	803, 215	100	2, 322	100	2, 185	100
65 歳以上高齢者のいる世帯	359, 309	44. 7	1, 154	49. 7	1, 223	56. 0
高齢者夫婦世帯 (A)	92, 979	11. 6	287	12. 4	353	16. 2
高齢者単身世帯 (B)	93, 993	11. 7	268	11. 5	315	14. 4
(A, B) 以外の世帯	172, 337	21. 5	599	25. 8	555	25. 4

資料：国勢調査

2 長野原町の要介護認定者の状況

(1) 要介護認定者数の推移

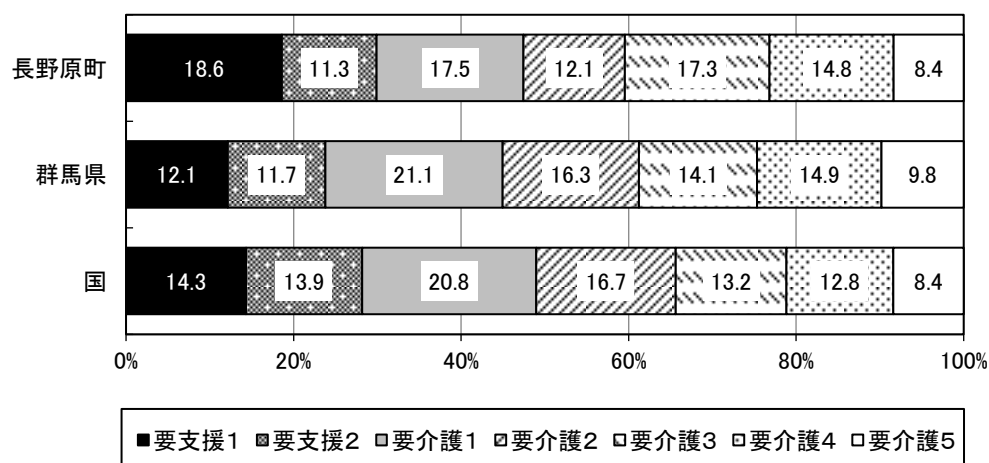
本町の要介護認定者数の推移をみると、令和元年から増加傾向が続いていましたが、令和5年では微減となっています。また要介護度別にみると、要支援1が増加傾向となっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（各年3月末現在、令和5年度は8月末値）

(2) 要介護度別の割合

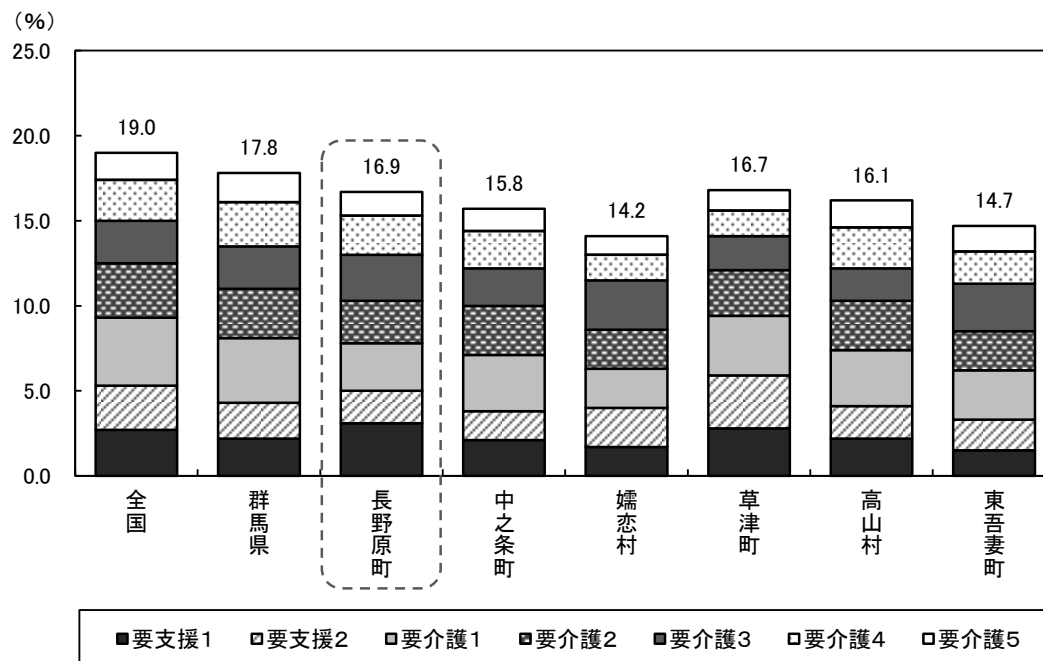
本町の認定者の要介護度別の割合をみると、要支援1が最も高く、全国、群馬県と比較しても、要支援1の割合が高くなっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（令和5年8月末時点）

(3) 要支援・要介護認定率

本町の調整済み認定率（認定率の多寡に影響を及ぼす第1号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外して算出した認定率）をみると、16.9%となっており、全国、群馬県より低くなっていますが、吾妻圏域では最も高くなっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」
(令和4年)

3 アンケート調査からみる状況

(1) 調査の目的

本調査は、本町にお住まいの 65 歳以上の方や要介護認定を受けておられる方の暮らしや生活の状況を把握し、長野原町第 9 期介護保険事業計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

項目	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	町内在住の 65 歳以上の方（要介護 1 ～ 5 の認定を受けている方を除く無作為抽出）	町内在住の要介護 1 ～ 5 の認定を受けている方（悉皆調査）
調査期間	令和 5 年 8 月 18 日～8 月 31 日	令和 5 年 7 月 10 日～9 月 30 日
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式	認定調査員による聞き取り調査方式
配布数	1,000 件	120 件
有効回収数	694 件	120 件
有効回収率	69.4%	100.0%

■調査結果の記載等について

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

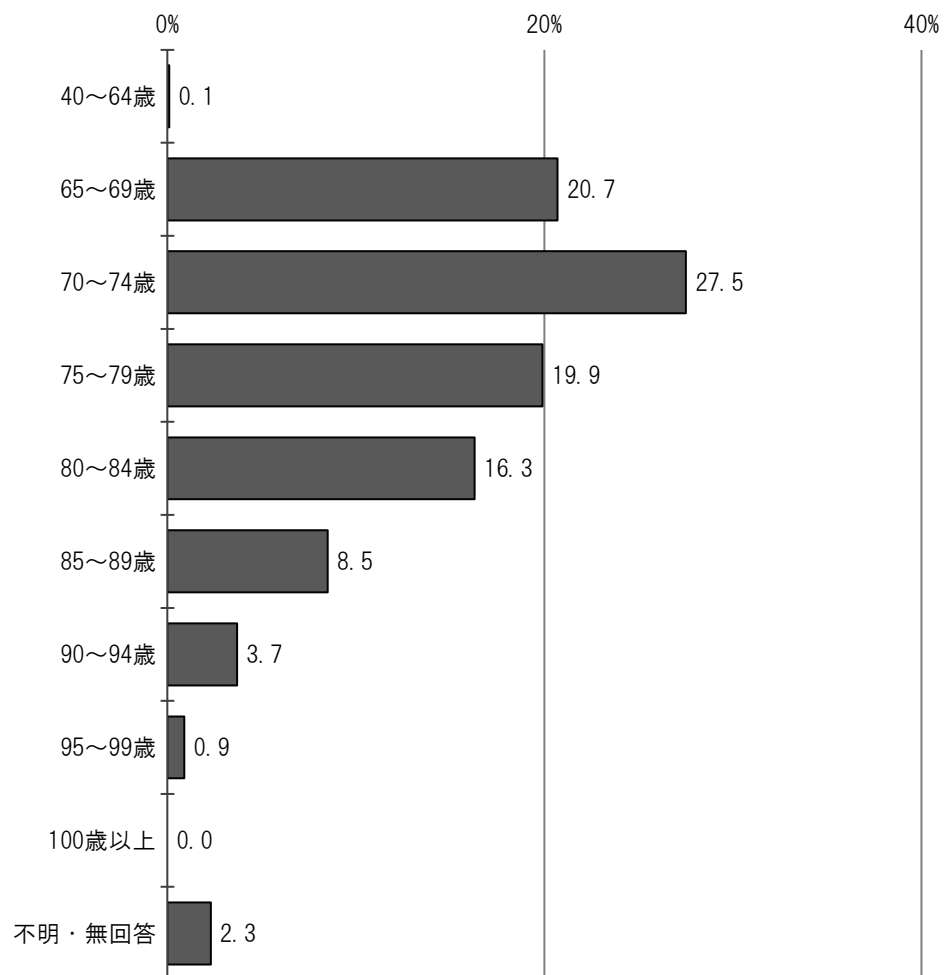
(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果概要

◆あなたの年齢は、おいくつですか(※令和5年8月1日現在)

(単数回答)

年齢についてみると、全体では「70～74 歳」が 27.5%と最も多く、次いで「65～69 歳」が 20.7%、「75～79 歳」が 19.9%となっています。

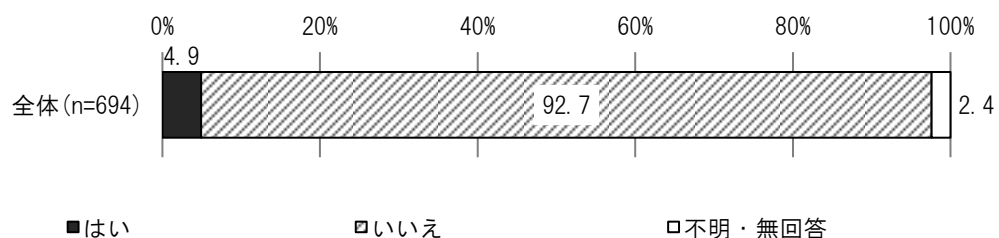
n=694



◆あなたは現在、要介護(要支援)認定を受けていますか

(単数回答)

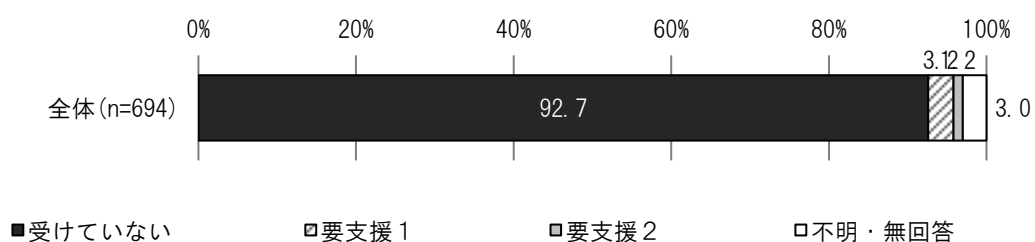
要介護(要支援)認定を受けているかについてみると、全体では「いいえ」が 92.7%と最も多く、次いで「はい」が 4.9%となっています。



◆要介護状態区分について

(単数回答)

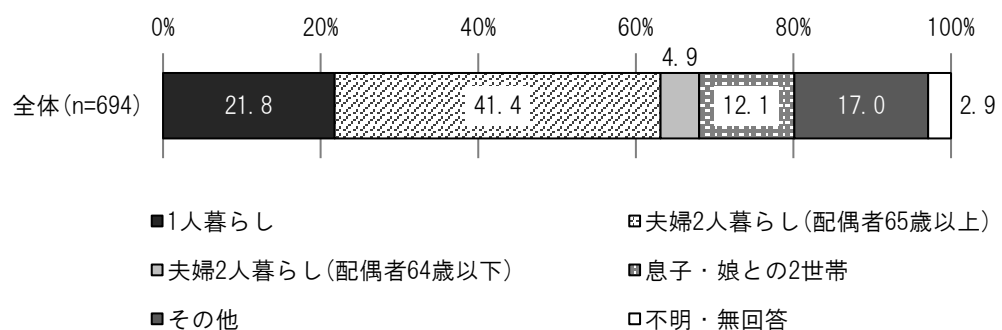
要介護状態区分の項目についてみると、全体では「受けていない」が 92.7%と最も多く、次いで「要支援1」が 3.2%、「要支援2」が 1.2%となっています。



◆家族構成をお教えてください

(単数回答)

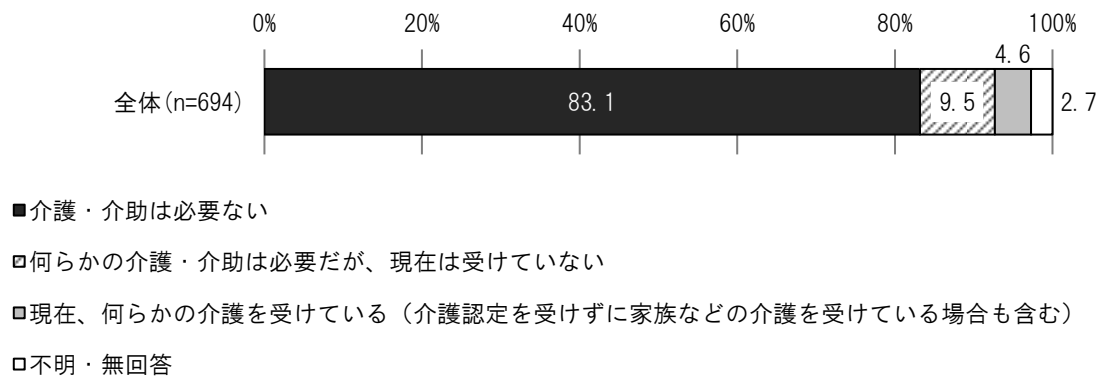
家族構成についてみると、全体では「夫婦 2 人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 41.4%と最も多く、次いで「1 人暮らし」が 21.8%、「その他」が 17.0%となっています。



◆あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

(単数回答)

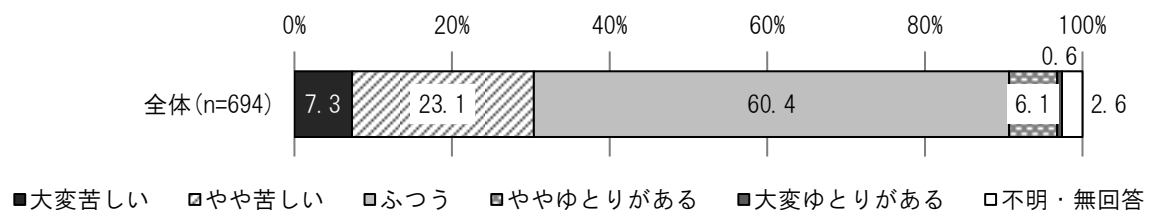
介護・介助が必要かどうかについてみると、全体では「介護・介助は必要ない」が 83.1%と最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 9.5%、「現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」が 4.6%となっています。



◆現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

(単数回答)

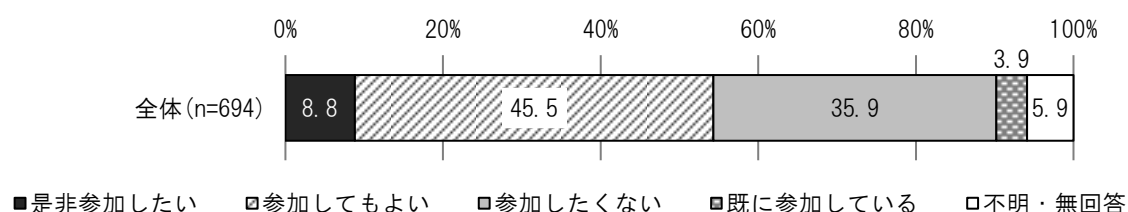
現在の経済的な暮らしの状況についてみると、全体では「ふつう」が 60.4%と最も多く、次いで「やや苦しい」が 23.1%、「大変苦しい」が 7.3%となっています。



◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

(単数回答)

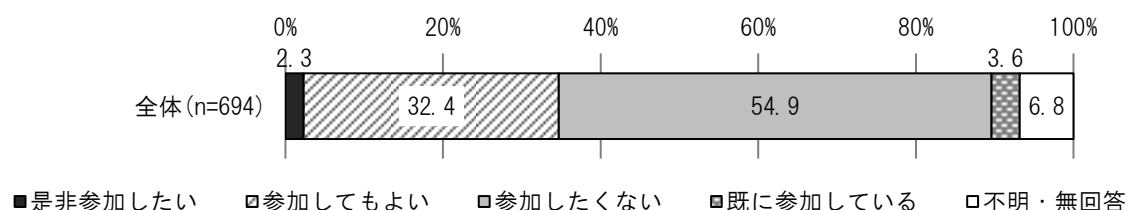
健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向についてみると、全体では「参加してもよい」が45.5%と最も多く、次いで「参加したくない」が35.9%、「是非参加したい」が8.8%となっています。



◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか

(単数回答)

健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営としての参加意向についてみると、全体では「参加したくない」が54.9%と最も多く、次いで「参加してもよい」が32.4%、「既に参加している」が3.6%となっています。

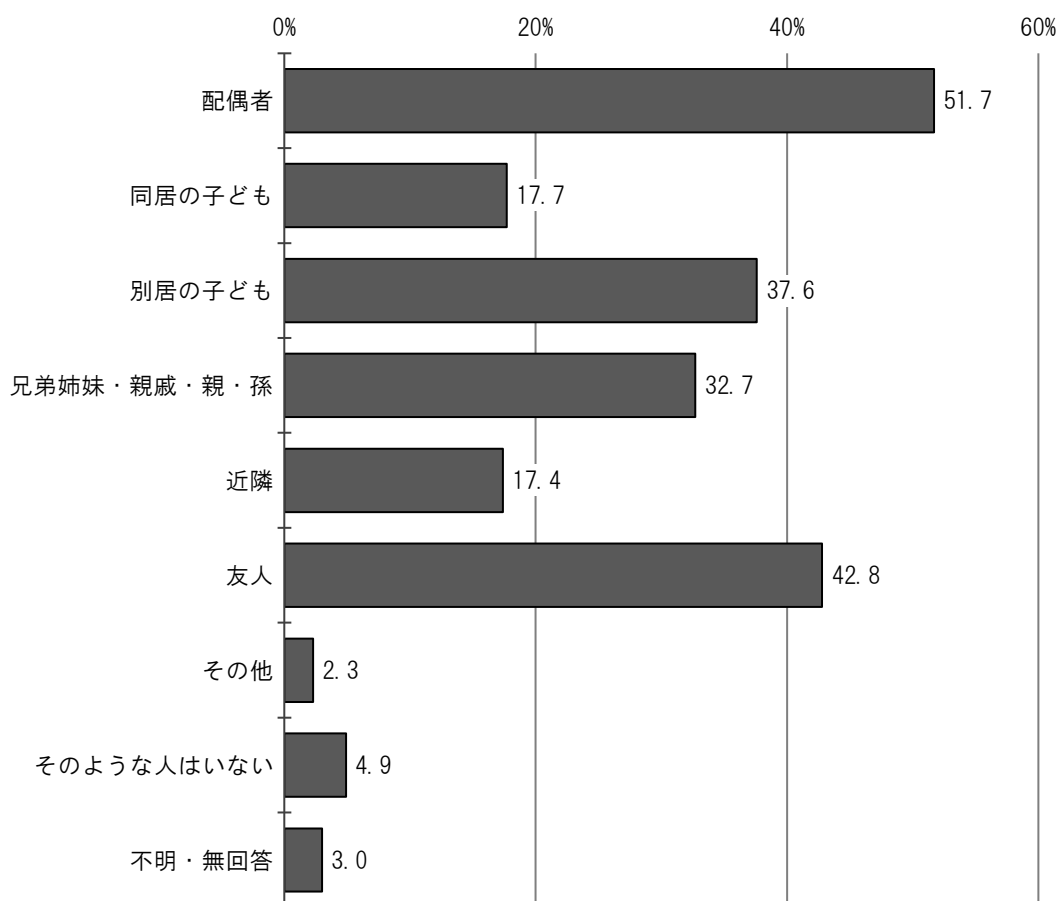


◆あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(いくつでも)

(複数回答)

心配事や愚痴を聞いてくれる人についてみると、全体では「配偶者」が 51.7%と最も多く、次いで「友人」が 42.8%、「別居の子ども」が 37.6%となっています。

n=694



■参考:要介護状態区分クロス

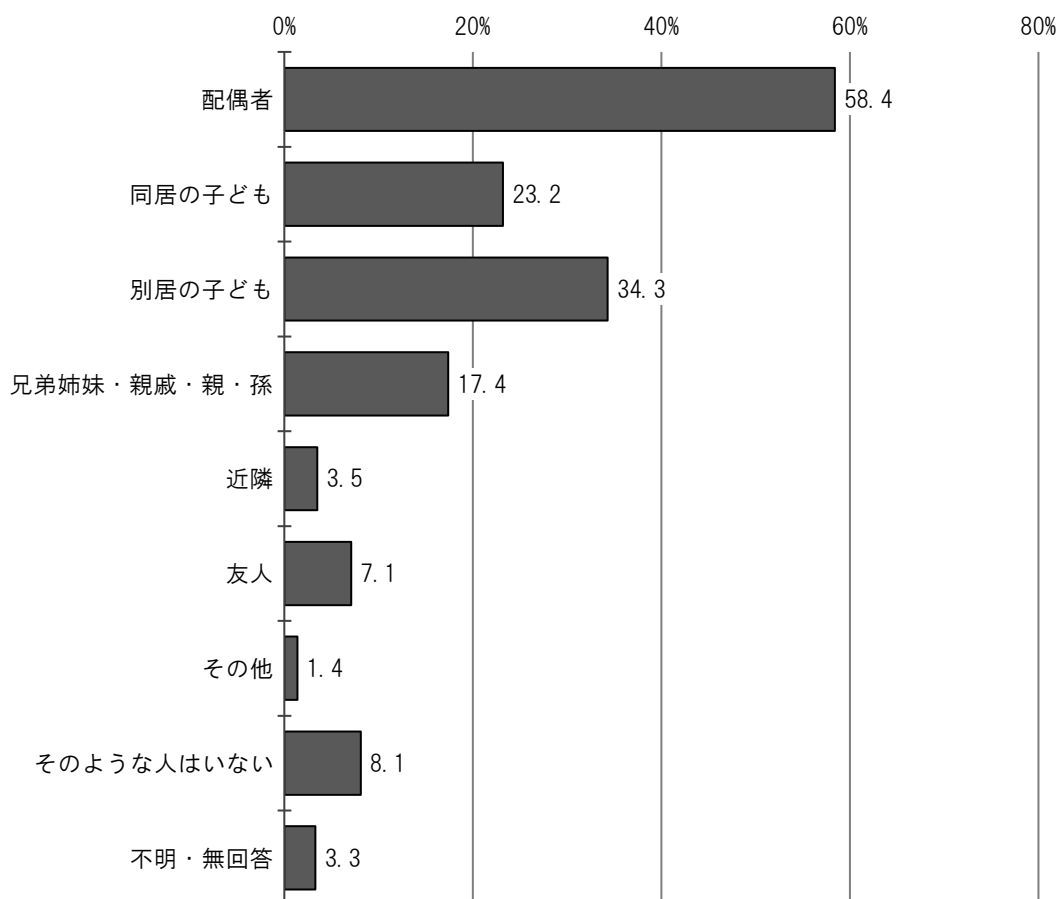
上段:度数		問6(1) あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(いくつでも)									
下段:%		合計	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	近隣	友人	その他	そのような人はいない	不明・無回答
◆要介護状態区分の項目	全体	694 100.0	359 51.7	123 17.7	261 37.6	227 32.7	121 17.4	297 42.8	16 2.3	34 4.9	21 3.0
	受けていない	643 100.0	344 53.5	111 17.3	243 37.8	211 32.8	113 17.6	280 43.5	14 2.2	33 5.1	17 2.6
	要支援1	22 100.0	5 22.7	6 27.3	8 36.4	9 40.9	5 22.7	9 40.9	1 4.5	-	1 4.5
	要支援2	8 100.0	2 25.0	3 37.5	4 50.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5	-
	不明・無回答	21 100.0	8 38.1	3 14.3	6 28.6	6 28.6	1 4.8	6 28.6	-	-	3 14.3

◆あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(いくつでも)

(複数回答)

病気で寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人についてみると、全体では「配偶者」が 58.4%と最も多く、次いで「別居の子ども」が 34.3%、「同居の子ども」が 23.2%となっています。

n=694



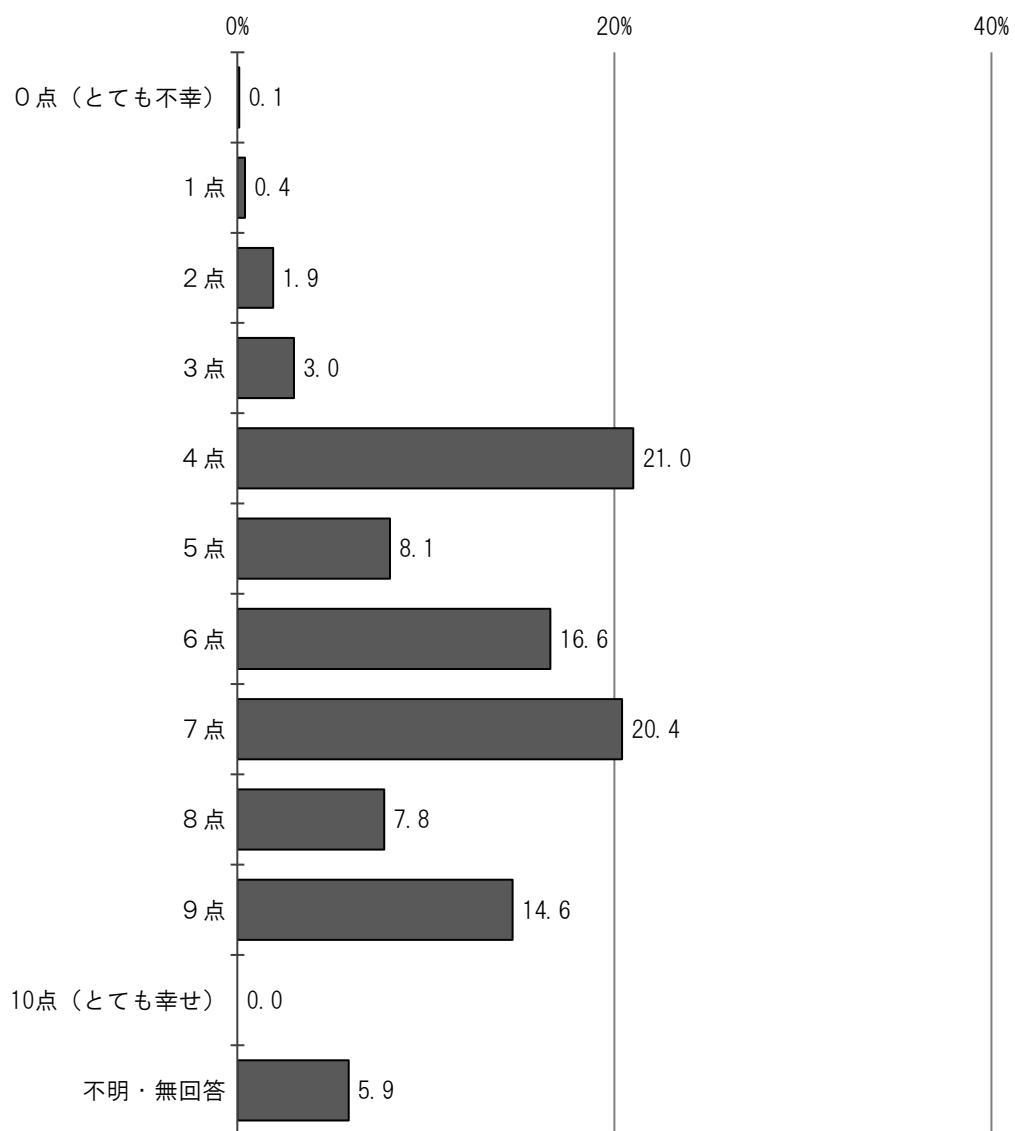
■参考：要介護状態区分クロス

上段:度数		問6 (3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人 (いくつでも)									
下段:%		合計	配偶者	同居の子 ども	別居の子 ども	兄弟姉 妹・親 戚・親・	近隣	友人	その他	そのよう な人はい ない	不明・無 回答
◆要介護 状態区分 の項目	全体	694 100.0	405 58.4	161 23.2	238 34.3	121 17.4	24 3.5	49 7.1	10 1.4	56 8.1	23 3.3
	受けていない	643 100.0	386 60.0	146 22.7	216 33.6	111 17.3	23 3.6	47 7.3	9 1.4	56 8.7	18 2.8
	要支援1	22 100.0	5 22.7	7 31.8	11 50.0	8 36.4	1 4.5	-	-	-	1 4.5
	要支援2	8 100.0	3 37.5	4 50.0	5 62.5	-	-	-	-	-	-
	不明・無回答	21 100.0	11 52.4	4 19.0	6 28.6	2 9.5	-	2 9.5	1 4.8	-	4 19.0

◆あなたは、現在どの程度幸せですか(「とても不幸」を 0 点、「とても幸せ」を 10 点として、ご記入ください)
(単数回答)

現在の幸福度についてみると、全体では「4点」が 21.0%と最も多く、次いで「7点」が 20.4%、「6点」が 16.6%となっています。

n=694

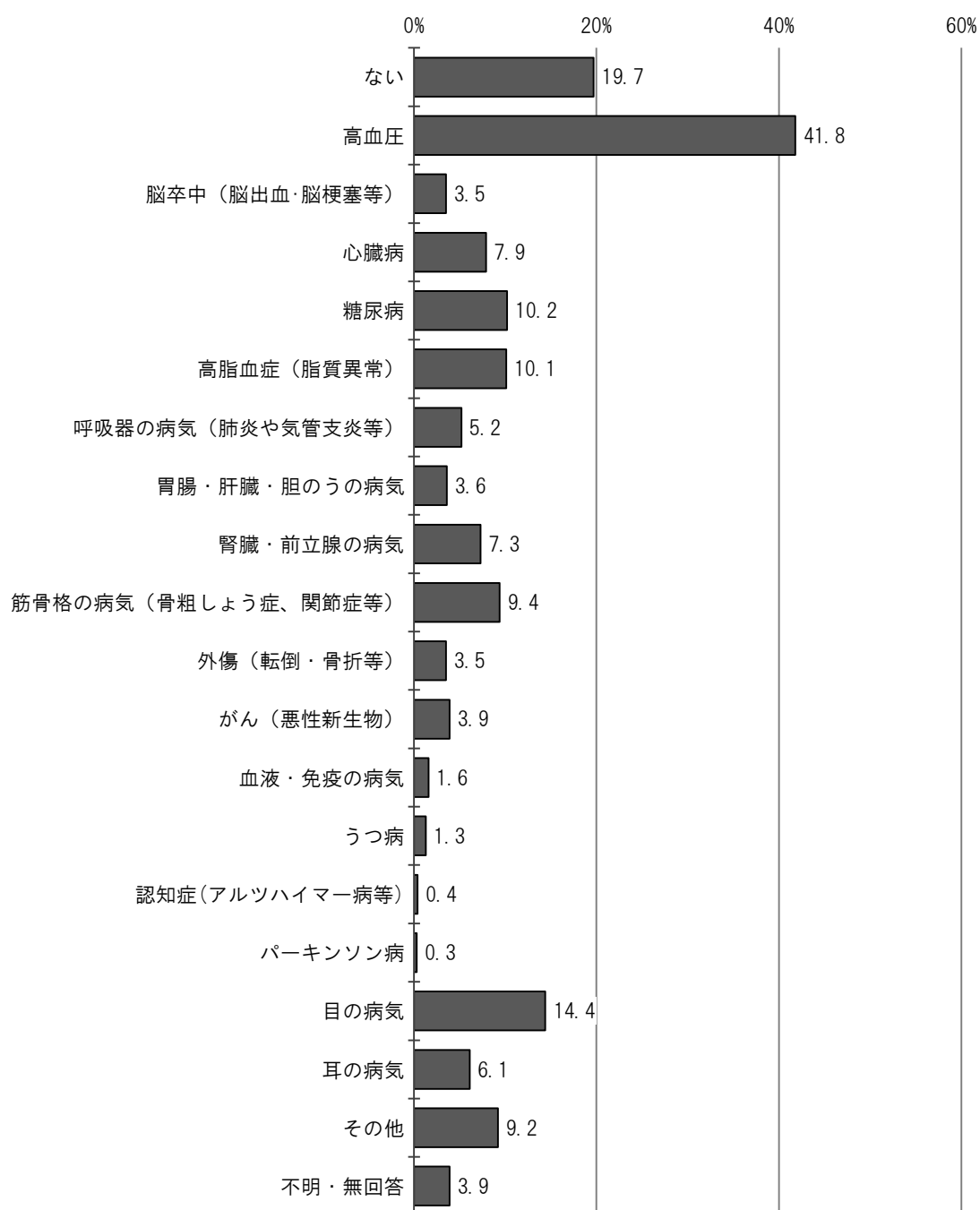


◆現在治療中、または後遺症のある病気はありますか(いくつでも)

(複数回答)

現在治療中、または後遺症のある病気についてみると、全体では「高血圧」が 41.8%と最も多く、次いで「ない」が 19.7%、「目の病気」が 14.4%となっています。

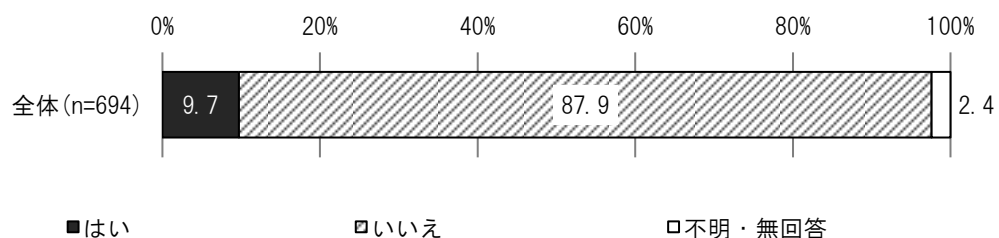
n=694



◆認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

(単数回答)

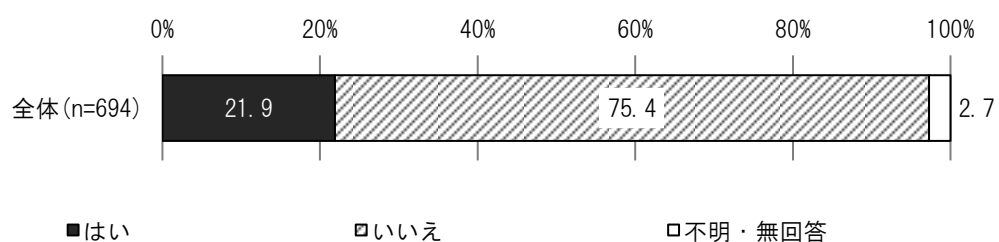
認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについてみると、全体では「いいえ」が87.9%と最も多く、次いで「はい」が9.7%となっています。



◆認知症に関する相談窓口を知っていますか

(単数回答)

認知症に関する相談窓口を知っているかについてみると、全体では「いいえ」が75.4%と最も多く、次いで「はい」が21.9%となっています。



〈生活機能評価項目別の分析結果〉

・要支援リスク判定

アンケート調査の回答結果に基づき、以下の5項目について、要支援となるリスクがどの程度あるかを算出しました。判定方法および判定結果は以下の通りです。

■判定項目および判定方法

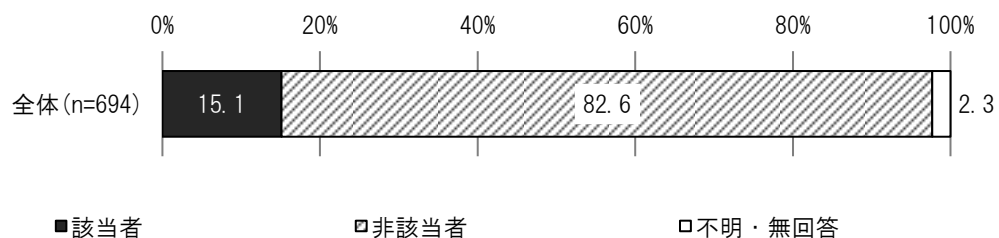
項目	判定の基となる設問	
運動器機能の低下	・階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか ・椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか ・15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
	・過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
	・転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない
該当する選択肢（網掛けの箇所）が3問以上回答された場合リスクあり		
転倒リスク	・過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
該当する選択肢（網掛けの箇所）が回答された場合リスクあり		
閉じこもり傾向	・週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2～4回 4. 週5回以上
該当する選択肢（網掛けの箇所）が回答された場合リスクあり		
認知機能の低下	・物忘れが多いと感じますか	1. はい 2. いいえ
該当する選択肢（網掛けの箇所）が回答された場合リスクあり		
うつ傾向	・この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか ・この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい 2. いいえ
該当する選択肢（網掛けの箇所）が1問以上回答された場合リスクあり		

・判定結果

◆【ニーズ調査判定】 運動器機能の低下

(単数回答)

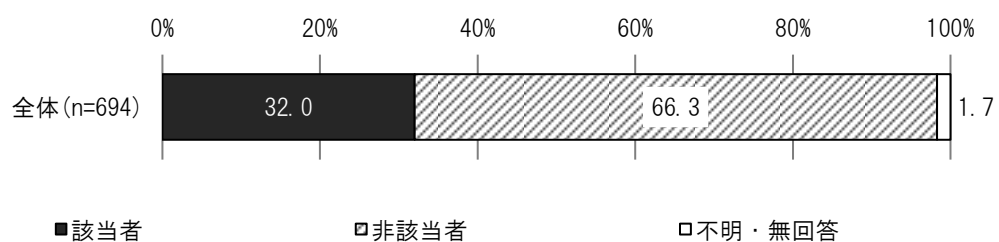
運動器機能の低下についてみると、全体では「非該当者」が 82.6%と最も多く、次いで「該当者」が 15.1%となっています。



◆【ニーズ調査判定】 転倒リスク

(単数回答)

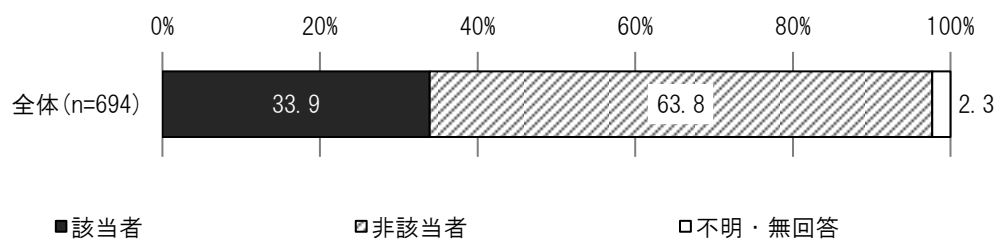
転倒リスクについてみると、全体では「非該当者」が 66.3%と最も多く、次いで「該当者」が 32.0%となっています。



◆【ニーズ調査判定】 閉じこもり傾向

(単数回答)

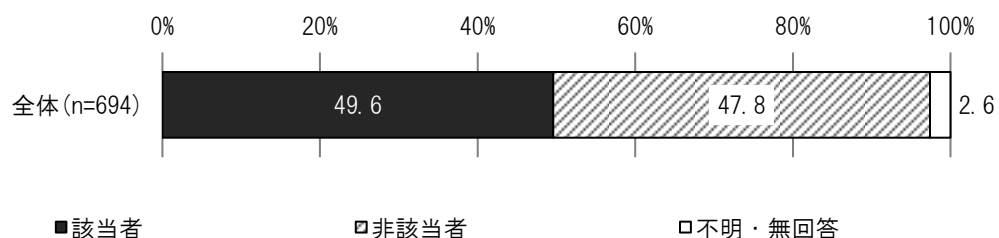
閉じこもり傾向についてみると、全体では「非該当者」が 63.8%と最も多く、次いで「該当者」が 33.9%となっています。



◆【ニーズ調査判定】 認知機能の低下

(単数回答)

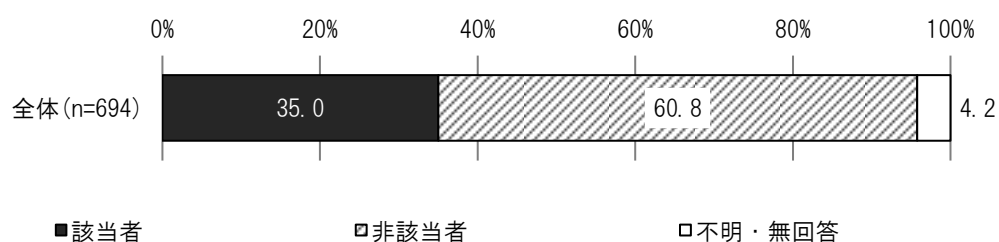
認知機能の低下についてみると、全体では「該当者」が 49.6%と最も多く、次いで「非該当者」が 47.8%となっています。



◆【ニーズ調査判定】 うつ傾向

(単数回答)

うつ傾向についてみると、全体では「非該当者」が 60.8%と最も多く、次いで「該当者」が 35.0%となっています。



〈IADL (Instrumental Activities of Daily Living：手段的日常生活動作)〉

IADLの低下について、以下の表の通り判定しました。該当する選択肢（表の網掛け箇所）が回答された場合は1点と数え、合計が5点でIADLが「高い」、4点で「やや低い」、0～3点で「低い」と判定されます。

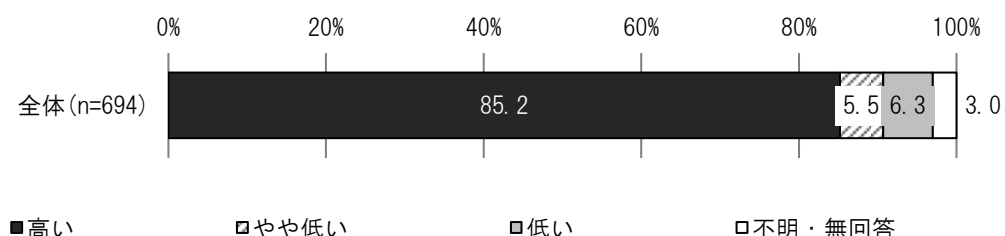
設問内容	選択肢
問5（2）バスや電車を使って1人で外出していますか （自家用車でも可）	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問5（3）自分で食品・日用品の買物をしていますか	
問5（4）自分で食事の用意をしていますか	
問5（5）自分で請求書の支払いをしていますか	
問5（6）自分で預貯金の出し入れをしていますか	

・判定結果

◆手段的自立度(IADL)

（単数回答）

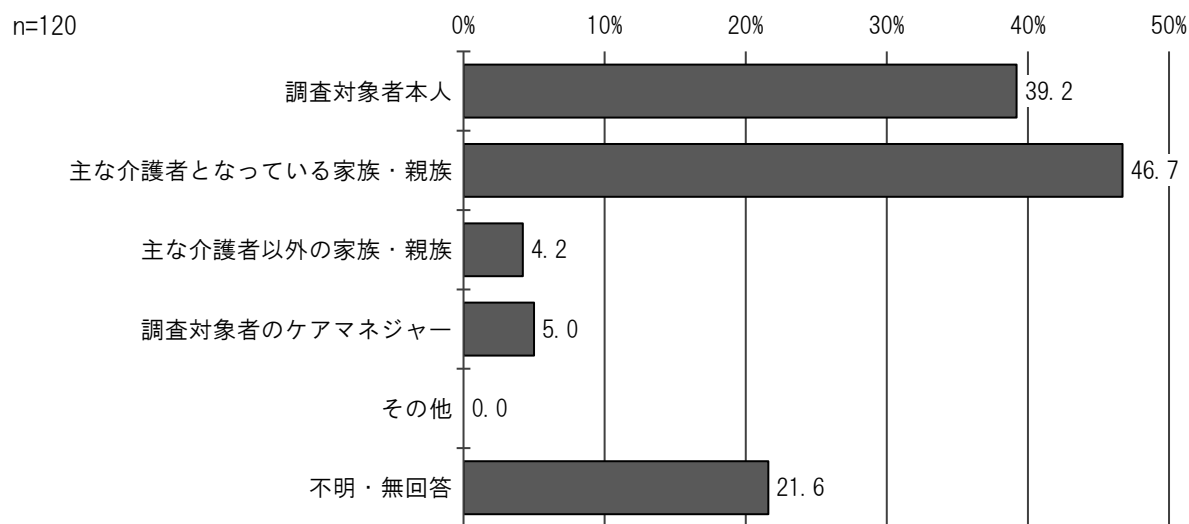
手段的自立度(IADL)についてみると、全体では「高い」が85.2%と最も多く、次いで「低い」が6.3%、「やや低い」が5.5%となっています。



(4) 在宅介護実態調査

◆A票の聞き取りを行った相手の方は、どなたですか (単数回答)

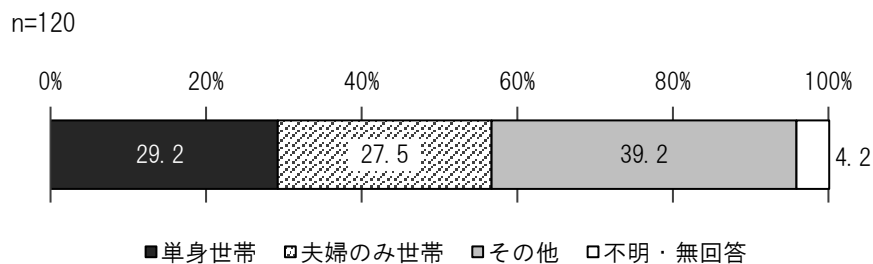
聞き取りを行った相手についてみると、「主な介護者となっている家族・親族」が 46.7%と最も多く、次いで「調査対象者本人」が 39.2%、「調査対象者のケアマネジャー」が 5.0%となっています。



A票 認定調査員が、概況調査等と並行して記載する項目

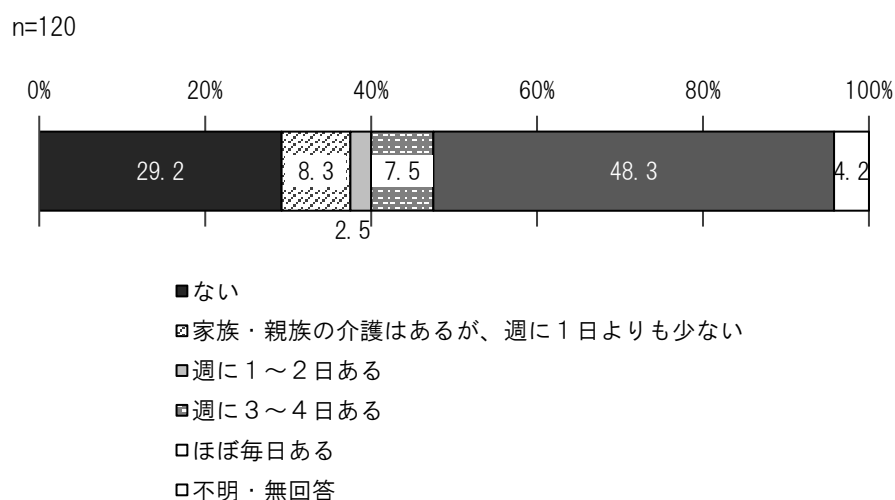
◆世帯類型について、ご回答ください (単数回答)

世帯類型についてみると、「その他」が 39.2%と最も多く、次いで「単身世帯」が 29.2%「夫婦のみ世帯」が 27.5%、となっています。



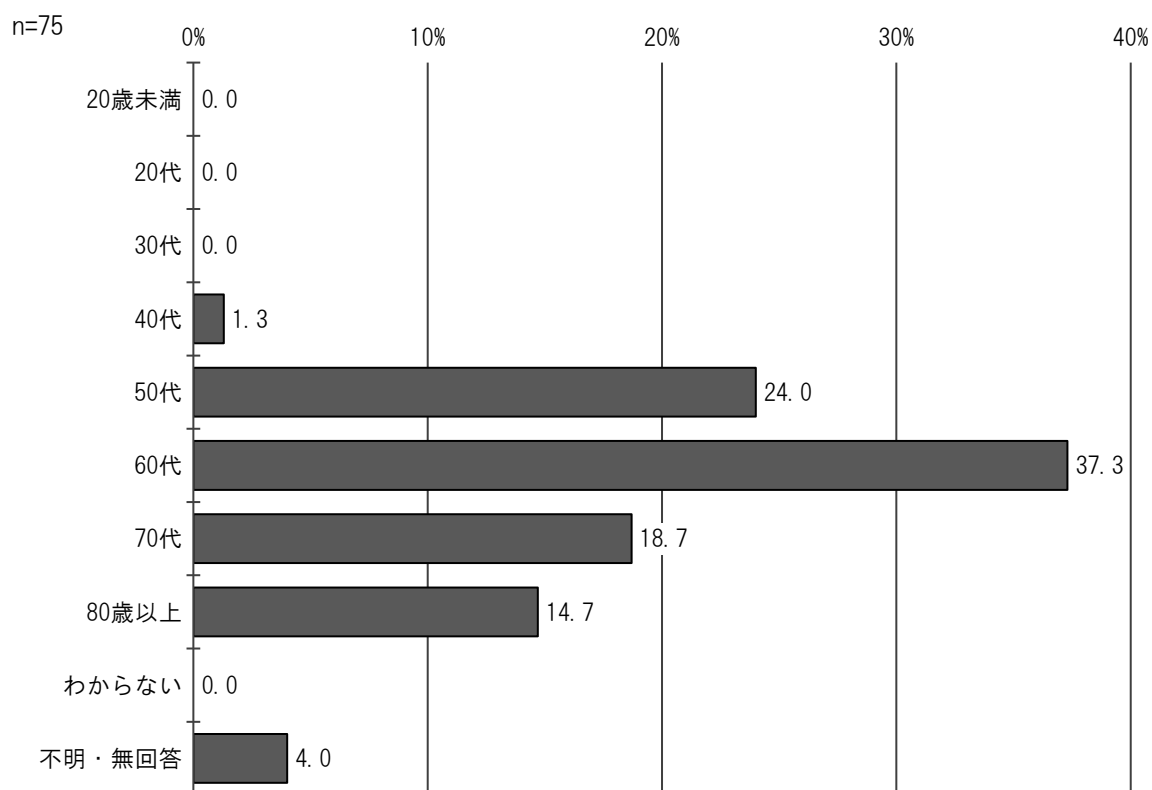
◆ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族等からの介護を含む） （単数回答）

介護の頻度についてみると、「ほぼ毎日ある」が 48.3%と最も多く、次いで「ない」が 29.2%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が 8.3%となっています。



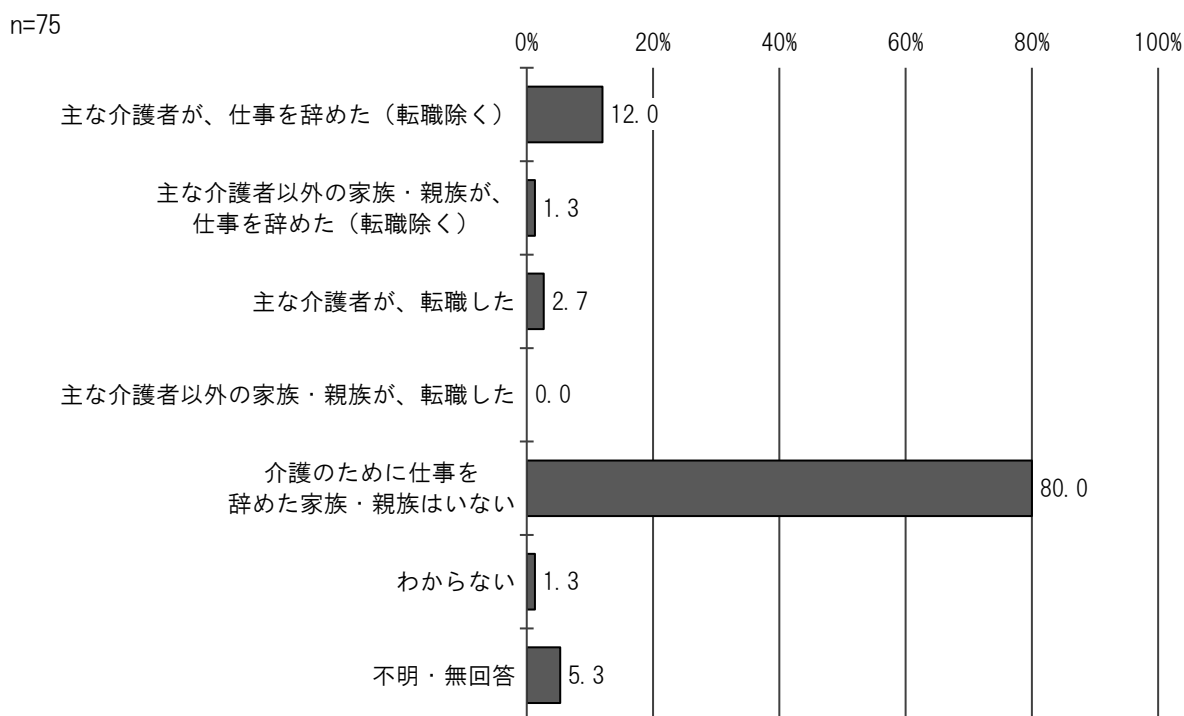
◆主な介護者の方の年齢について、ご回答ください （単数回答）

介護者の年齢についてみると、「60代」が 37.3%と最も多く、次いで「50代」が 24.0%、「70代」が 18.7%となっています。



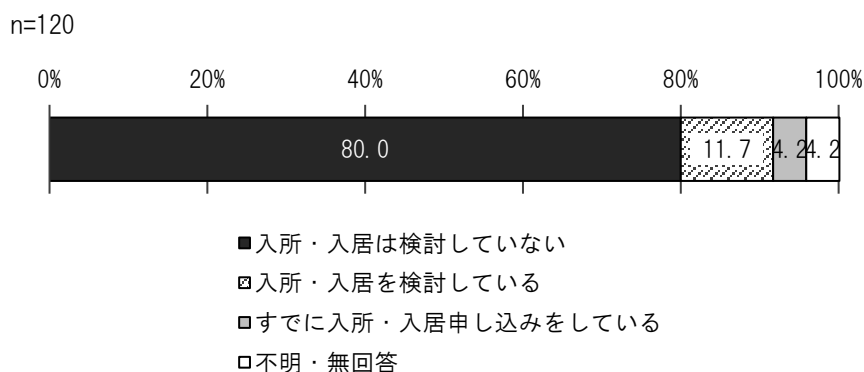
◆ご家族やご親族の中で、ご本人(調査対象者)の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか (複数回答)

介護を主な理由とした離職・転職の有無についてみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 80.0%と最も多く、次いで「主な介護者が、仕事を辞めた(転職除く)」が 12.0%となっています。



◆現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください (単数回答)

施設等への入所・入居の検討状況についてみると、「入所・入居は検討していない」が 80.0%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が 11.7%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 4.2%となっています。

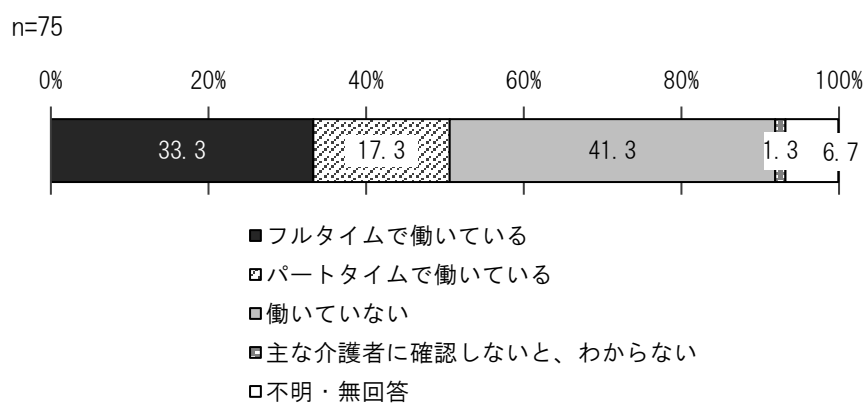


B票 主な介護者様、もしくはご本人様にご回答・ご記入頂く項目

◆主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください

(単数回答)

介護者の勤務形態についてみると、「働いていない」が 41.3%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が 33.3%、「パートタイムで働いている」が 17.3%となっています。

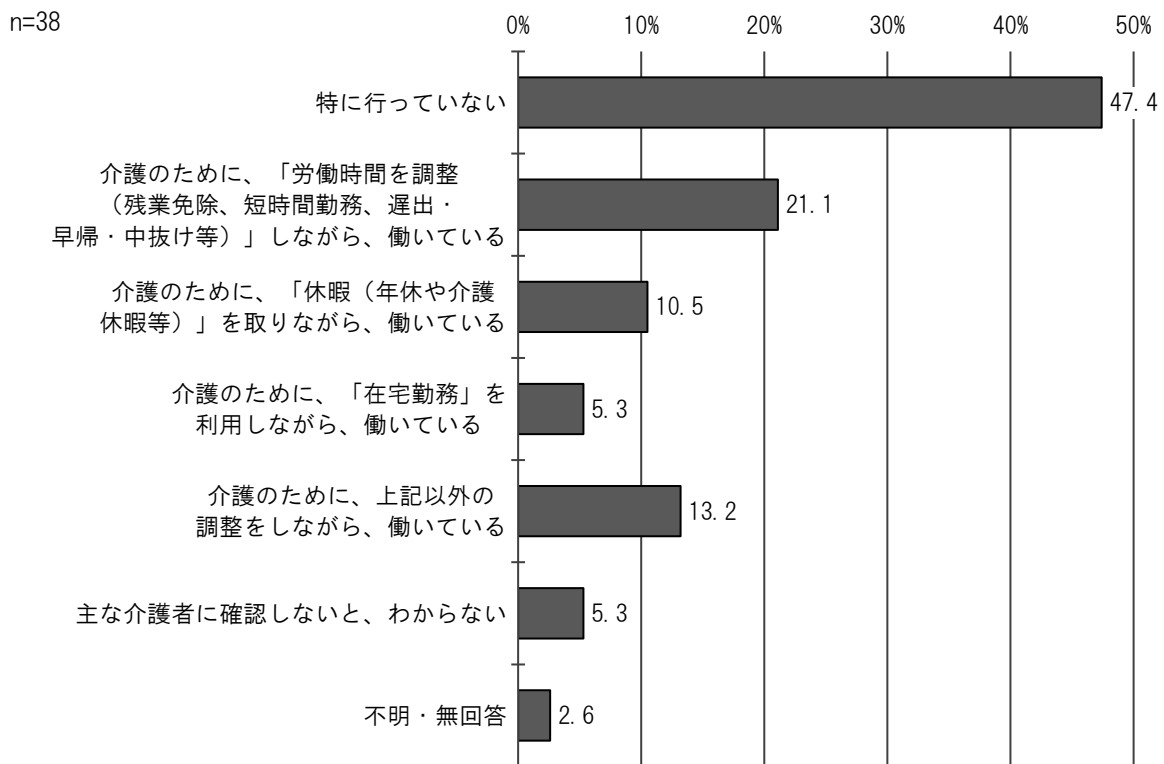


「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答された方

◆主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか

(複数回答)

介護者の働き方についての調整等についてみると、「特に行っていない」が 47.4%と最も多く、次いで「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」が 21.1%、「介護のために、上記以外の調整をしながら、働いている」が 13.2%となっています。

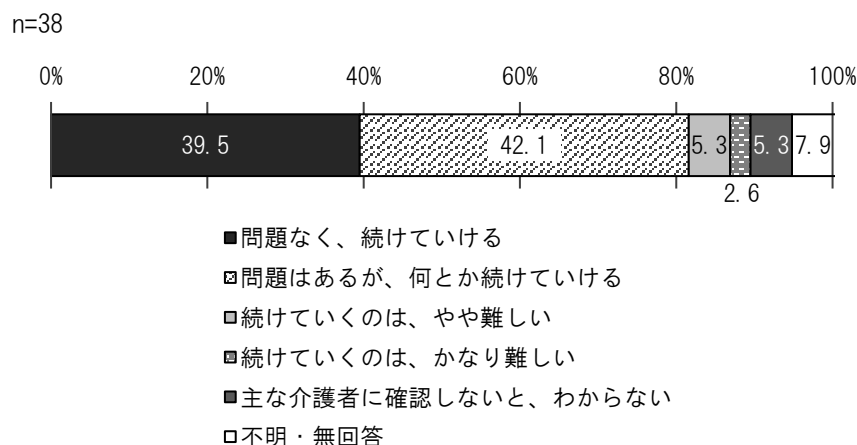


「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答された方

◆主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

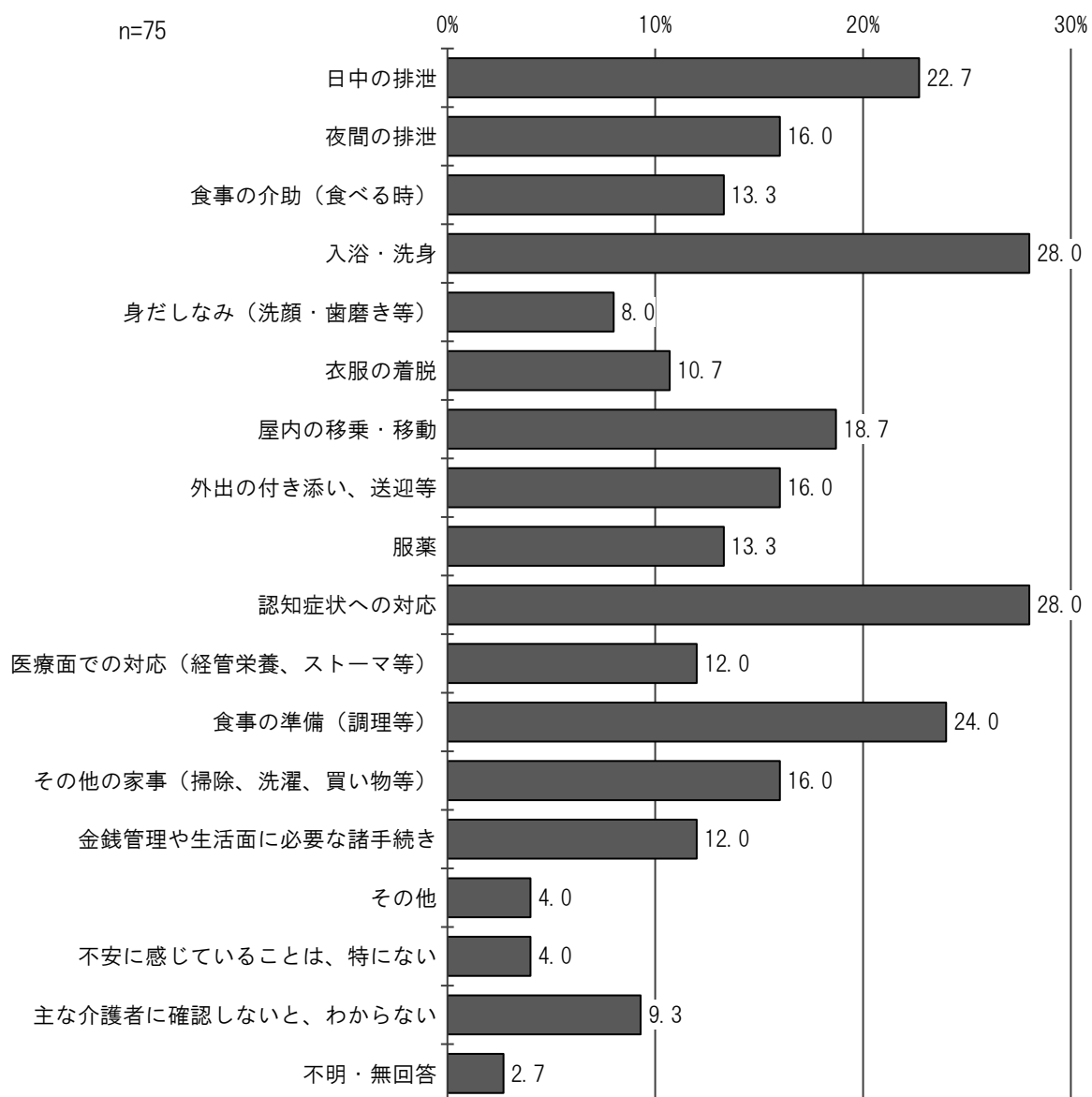
(単数回答)

今後の介護についてみると、「問題はあるが、何とか続けていける」が 42.1%と最も多く、次いで、「問題なく、続けていける」が 39.5%となっています。



◆現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください
(複数回答)

不安に感じる介護等についてみると、「入浴・洗身」「認知症状への対応」が 28.0%と最も多く、次いで「食事の準備(調理等)」が 24.0%、「日中の排泄」が 22.7%となっています。



4 課題のとりまとめ

(1) 健康づくり、介護予防の推進

本町の要支援・要介護認定者の内訳をみると、要支援1の割合が18.1%と最も高くなっています。これは、全国の14.3%、群馬県の12.1%と比較しても高い割合です。また、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、普段の生活で介護・介助が必要かについて「介護・介助は必要ではない」と回答した方が8割を超えています。

健康づくりや介護予防事業等を通じて、住民の主体的な取組の拡充を図り、高齢期になっても可能な限り健康で豊かに暮らせる環境づくりを推進するとともに、介護給付費・医療費等の抑制につなげていくことが重要です。

(2) 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援の充実

本町の高齢者世帯は増加傾向で、群馬県よりも高い割合となっています。また、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の回答では、家族構成について「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が約4割と最も多く、「1人暮らし」も約2割となっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、中長期的な視点を持ちながら、持続可能な福祉・介護・医療サービスの体制整備と連携促進を図る必要があります。

(3) 認知症対策の推進

『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査』の結果によると、「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいる」という回答は約1割となっています。また、認知症の相談窓口については「知らない」という回答が7割以上となっています。

認知症高齢者は今後も増加することが見込まれているため、認知症に関する正しい理解や知識と相談窓口に関する情報の積極的な発信に加え、支援体制や認知症予防対策の充実が必要です。

(4) 高齢者の社会参加の促進

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の」では、地域でのグループ活動に「既に参加している・是非参加したい・参加してもよい」を合わせた回答が6割近くとなっています。一方で「参加したくない」という回答も3割以上みられます。

地域活動への参加は、生きがいや閉じこもり防止、介護予防等、高齢者の心身の健康維持に加え、地域活力の維持・向上にもつながります。今後も地域特性等をふまえながら、高齢者が参加しやすい活動及び活躍の場づくりを行う必要があります。

（５）地域福祉の推進

本町における後期高齢者人口の割合は比較的緩やかな増加傾向で推移していますが、令和22年の長期推計では、後期高齢者人口の割合が60.8%となっています。

高齢者の虐待や孤独死、消費者被害等が社会問題となっており、平時の見守り活動等の地域での取組が必要となっています。また、地域福祉活動を通じたつながりづくりは災害時等の対策としても重要です。地域包括支援センターを中核とした、地域や関係機関、団体等とのネットワークの強化が重要です。

（６）介護保険事業の適正な運営と介護人材の確保

本町の要支援・要介護認定における調整済み認定率は16.9%で、吾妻圏域の中で最も高くなっています。

高齢化の進行にともない、介護保険料の上昇、介護給付費の増大が見込まれており、保険者として介護保険の適正かつ持続可能な運営を図るとともに、高齢者一人ひとりや介護者の状況に応じた支援を切れ目なく提供できるよう、中長期的な視点をふまえながら、サービス提供体制の充実や介護人材の確保を進める必要があります。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく 安心していきいきと暮らせるまち

超高齢化社会が到来し、今後も更なる高齢者の増加や現役世代の減少が見込まれる中、地域の特性に応じながら、中長期的な視点をふまえた高齢者福祉の推進や介護保険制度の運用が必要とされています。

本計画では、多様化する支援ニーズに対応し、高齢者が可能な限り健康で、住み慣れた地域で自分らしく安心していきいきと暮らし続けることができるよう、各種施策を推進します。

2 基本的視点

「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「中長期的な視点でのサービス基盤整備」

地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を継続実施するとともに、介護保険制度の持続的な運用に向けて、中長期的な視点を持ってサービス基盤の整備を推進します。

3 基本目標

基本目標1 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して、自立した生活ができるまちづくりを目指して、必要なサービスが適正に提供されるよう中長期的な視点もふまえた支援体制の整備に取り組みます。

基本目標2 高齢者が自分らしくいきいき暮らせるまちづくり

高齢者自身が健康で自ら培った技能や知識を生かしながら社会を支える一員として活躍し、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指して、健康づくりや社会参加等を支援するとともに、安心・安全な生活環境の整備等に取り組みます。

4 施策の体系

基本理念『高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心していきいきと暮らせるまち』		
基本目標1 高齢者が安心して暮らせるまちづくり		
1 高齢者の包括的・総合的な支援	1-1 地域包括支援センターの運営	(1)地域包括支援センター運営協議会の設置
		(2)地域包括ケアシステムの推進強化
		(3)地域ケア会議の充実
		(4)地域包括支援センターの充実
2 地域支援事業の充実	2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の実施	(1)介護予防・生活支援サービス事業
		(2)一般介護予防事業
	2-2 包括的支援事業の実施	(1)総合相談支援事業
		(2)権利擁護事業
		(3)包括的・継続的マネジメント事業
		(4)在宅医療介護連携推進事業
		(5)生活支援体制整備事業
	2-3 任意事業の実施	(1)介護給付等事業適正化事業
3 介護保険サービスの充実	3-1 介護サービス・介護予防サービスの実施	(1)訪問介護
		(2)訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
		(3)訪問看護、介護予防訪問看護
		(4)訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
		(5)居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
		(6)通所介護
		(7)通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
		(8)短期入所サービス、介護予防短期入所サービス
		(9)福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
		(10)特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入
		(11)住宅改修
		(12)特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
		(13)居宅介護支援・介護予防支援
	3-2 地域密着型サービスの実施	(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		(2)地域密着型通所介護
		(3)小規模多機能型居宅介護
		(4)認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
	3-3 施設・居住系サービスの実施	(1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
		(2)介護老人保健施設
		(3)介護医療院
4 福祉サービスの充実		(1)生きがいサロン
		(2)ホームヘルプサービス
		(3)日常生活用具給付・貸出(緊急通報装置の貸し出し)
		(4)配食サービス
		(5)高齢者・障がい者温泉入浴補助
		(6)敬老祝金の支給
		(7)養護老人ホーム
		(8)移動支援事業
		(9)その他

基本目標2 高齢者が自分らしくいきいき暮らせるまちづくり	
1 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり	(1)保健・医療・福祉の連携強化
	(2)高齢者の健康づくり活動
2 高齢者が活躍できるまちづくり	(1)生きがいづくり
	(2)シルバー人材センター等就労の場
	(3)生涯学習や啓発活動への意識づけ
	(4)老人クラブ活動の推進
3 高齢者を支えるまちづくり	(1)ボランティア活動の推進
	(2)地域における福祉活動
	(3)移動手段の充実
4 高齢者がのびのび暮らせるまちづくり	(1)ユニバーサルデザインの推進
	(2)交通安全活動の推進
	(3)防犯活動の推進
	(4)防災活動、感染症対策の推進
5 高齢者の尊厳を守るまちづくり	(1)高齢者の虐待防止対策の推進
	(2)認知症高齢者対策の推進

第4章 施策の方向

基本目標1 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

1 高齢者の包括的・総合的な支援

1-1 地域包括支援センターの運営

(1) 地域包括支援センター運営協議会の設置

地域包括支援センターの運営にあたっては、利用者や被保険者、事業者、関係団体等によって構成される地域包括支援センター運営協議会を設置し、運営状況の評価、高齢者福祉にかかわる団体やサービス等地域資源との連携促進等、地域包括支援センター事業の円滑な実施と運営の公平性、中立性を確保するための体制を整備します。

(2) 地域包括ケアシステムの推進強化

すべての住民が人としての尊厳を持ち、住み慣れた家や地域の中で年齢や障がいの有無、家庭の状況に関わらず、生涯いきいきと安心して暮らしていけることが地域における福祉の基本です。

本町では、地域包括支援センターを福祉の総合相談機能を担う地域福祉の拠点として位置づけ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むため、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センターを中心に各種取組を進めます。

今後は、地域包括支援センターが身近な顔の見える相談窓口になるとともに、各関係機関とも連携を取り、サービス提供機関や専門相談機関をはじめ、民生委員やボランティア、医療機関等も含めた地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを構築します。

地域包括ケアシステムを支える人材の確保では、離職防止対策や外国人の採用、効果的な外部委託の活用による生産性向上等、持続可能な体制の構築に努めます。

(3) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括支援センターが中心となり、保健、医療、福祉・介護関係者によって構成され、介護予防・生活支援サービス、介護サービス等の調整や情報共有、個別事例への支援を行っています。今後も、地域ケア会議の充実・強化を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

(4) 地域包括支援センターの充実

地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関として、地域包括支援センターの体制強化を図り、高齢者の総合相談や介護予防のケアマネジメント、地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等の充実に努めます。

また、地域包括支援センターについて、住民へのさらなる浸透を図るため、周知啓発活動の充実を図ります。

■地域包括支援センターの状況

	社会福祉士等	主任ケアマネ等	保健師等
人員配置状況	2名		
	保健師2名		

【今後の取組目標】

- ・関係機関との連携を強化するとともに、重層的な支援体制の構築を図り、高齢者が安心して生活できる地域づくりに努め、地域包括ケアの推進を図ります。
- ・医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、県の医療計画と整合を図りながら、在宅医療・介護連携を推進します。
- ・増加が見込まれる認知症高齢者について、住み慣れた地域で本人と家族が安心して暮らせるように見守り支援を行うとともに、引き続き認知症サポーターの養成を推進し、認知症対策を強化します。
- ・相談内容の多様化はもちろん、8050問題や認知症高齢者、ヤングケアラー等の家族介護者への支援にも対応するため、社会福祉士もしくは主任ケアマネジャーを配置します。
- ・サービス利用者や介護者ができるだけ身近な場所で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターの窓口で総合的な相談を実施し、関係機関と連携した対応に努めるとともに、職員の資質の向上を図ります。
- ・介護予防活動を地域に周知するために、介護予防サポーターやボランティア等の人材の育成と資質の向上に努めます。
- ・他分野との連携を促進します。
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減を図ります。

2 地域支援事業の充実

2-1 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス A

介護予防を目的として、訪問介護員等が要支援者等の居宅で調理や掃除、ゴミ出し等の生活支援を行います。

■実績と目標

	第8期		第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(月)	6 人	11 人	15 人	18 人	18 人

【今後の取組目標】

- ・サービスを通じて要介護状態の改善や重度化の抑制等に取り組めます。また、対象者の意向が尊重され、適切にサービスが利用できるよう、提供体制の充実に努めます。

●通所型サービス A

デイサービスにおいて運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上等、要介護状態に陥らないよう支援を行います。また、住民や民間が主体となった運動レクリエーションの実施のための自主的な通いの場の提供、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等を促進します。

■実績と目標

	第8期		第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(月)	22 人	19 人	19 人	20 人	20 人

【今後の取組目標】

- ・多様なサービスを提供するための体制整備を行い、高齢者一人ひとりに合った支援を行うよう努めます。
- ・新型コロナウイルスの流行により減少した通いの場への参加率を向上します。

●生活支援サービス

住民主体、地域のボランティア組織等による、見守り、外出支援、買い物、調理、掃除などの家事支援等のサービスです。地域のニーズを把握するとともに、多様な主体によるサービスの提供を促進します。

【今後の取組目標】

- ・多様な主体による生活支援サービスの提供を促進し、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されます。
- ・高齢者が社会的な役割をもつことで、生きがいづくりや介護予防の効果も期待されています。
- ・必要に応じて広域的な対応についても検討し、効果的なサービスの提供を図ります。

●介護予防ケアマネジメント事業

自立維持のための身体的・精神的・社会的機能維持向上を目標として、介護予防サービスの利用が必要とされる高齢者に対し、アセスメント、介護予防ケアプランの作成や事業評価等を実施します。

■実績と目標

	第8期		第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
直営人数	107 人	95 人	100 人	105 人	110 人
委託人数	141 人	144 人	145 人	150 人	155 人

【今後の取組目標】

- ・介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況に応じて適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助が行えるように支援します。
- ・介護予防ケアプラン作成の効率化により、迅速なサービスの提供に努めます。

(2) 一般介護予防事業

●介護予防普及啓発事業

介護予防・フレイル予防のために、「元氣いきいきサロン」の開催やパンフレットの作成・配布等を行います。

「元氣いきいきサロン」では、健康運動指導士、理学療法士、介護予防サポーターによる「筋力アップ体操」等を実施し、運動・栄養・口腔機能の維持、向上を図り、介護予防・フレイル予防に努めます。

本町では地域包括支援センターで実施しており、年々参加者が増加しているため、会場の確保を図ります。

■実績と目標

	第8期		第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(年間)	19回	23回	24回	24回	24回
参加延人数(年間)	283人	294人	290人	300人	320人

●地域介護予防活動事業

介護予防に関わるボランティア等の人材や地域活動組織の育成・支援等を実施します。

本町では、介護予防教室を継続して実施し、参加者の支援や講師のフォロー等を行っています。また、介護予防の担い手として介護予防サポーターにサロン運営に積極的に関わってもらっています。

■実績と目標

	第8期		第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動回数(年間)	18回	18回	18回	18回	18回
活動参加延人数(年間)	39人	42人	40人	45人	45人

【今後の取組目標】

- ・介護予防サポーターの育成・資質の向上を図り、活動の場を広げ、介護予防サポーターにより、地域で支える介護予防を推進します。

2-2 包括的支援事業の実施

(1) 総合相談支援事業

地域包括支援センターで高齢者や家族からの相談に対応し、必要な支援につなげます。

介護保険サービスにとどまらないさまざまな形での支援を可能とするため、以下の支援を行います。

- ①地域におけるさまざまな関係者とのネットワーク構築
- ②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等について把握
- ③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づくさまざまなサービス等への利用のつなぎ）

本町では、高齢者の増加と共に相談件数も増加傾向にあります。

■実績

	令和3年度	令和4年度
電 話	933 件	1,055 件
来 所	80 件	96 件
訪 問	1,112 件	1,166 件

【今後の取組目標】

- ・地域の住民、民生委員、福祉サービス事業所、警察、病院等と連携したネットワークを構築し、今後も、継続して相談支援を行います。
- ・利用者が適切にサービスを利用できるよう、地域包括支援センターの役割や相談場所等について周知啓発を図ります。

(2) 権利擁護事業

高齢者虐待や、悪質な訪問販売等による消費者被害等から高齢者を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援等の利用を促進します。

本町では、権利擁護を含め、相談は毎年1～2件の利用があります。また、令和5年に成年後見制度中核機関を設置しています。

■実績

		令和3年度	令和4年度
権利擁護	成年後見	4 件	6 件
	地域福祉権利擁護	0 件	0 件
困難事例		8 件	14 件

【今後の取組目標】

- ・実態把握や総合相談で、認知症や虐待等により、権利擁護の観点から支援が必要とされた高齢者に対し、「権利擁護事業」や「成年後見事業」の適正な活用を支援していきます。
- ・敬老会、介護予防教室、訪問先において、成年後見制度とその活用について周知啓発を図ります。
- ・高齢者への虐待等が発生した場合は、速やかに当該高齢者を訪問して事態を確認する等、早期発見・早期対応を行います。

（３）包括的・継続的マネジメント事業

主治医、ケアマネジャー等の多職種協働や地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する相談窓口の設置により、ケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティア等、地域におけるさまざまな社会資源との連携・協力体制の整備等包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業です。

本町では、保健師により家族・病院・施設と連絡調整しながら支援を行っています。

【今後の取組目標】

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、保健師が中心となって関係機関と連携を図り、適正な支援を行えるよう事業のさらなる改善・見直しを行います。
- ・ケアマネジャーに対し、具体的なケアプランの事例調査及び指導、ケアプラン作成技術向上のための支援を行い、ケアプラン及びそれに基づく介護サービスの質的な向上を図ります。

（４）在宅医療介護連携推進事業

医療・介護関係者の情報共有や研修を行うことで地域の医療・介護の資源の把握や課題の検討等、関係機関とのさらなる連携・協働を図るため、吾妻郡医師会に規定された事業を委託して、在宅医療介護連携推進事業を推進します。また、在宅医療の整備状況や整備目標をふまえた介護・福祉サービスの提供を図ります。

（５）生活支援体制整備事業

長野原町社会福祉協議会に委託し、町担当課を中心に協議体を設置しています。生活支援コーディネーターを１名配置し、協議体のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

2-3 任意事業の実施

(1) 介護給付等費用適正化事業

短期入所や福祉用具貸与等のサービスを中心に、適正な介護サービスの利用の検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報提供により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を推進するため、次の通り適正化計画を定めます。

①要介護認定の適正化

要介護・要支援認定調査について、新規のみならず更新、区分変更の申請にかかる認定調査結果について点検を実施します。また、認定調査の公平・公正性を確保するため、認定調査基準の明確化を図るとともに、今後も家族等の同席の下に調査を実施するよう努めます。さらに、介護認定審査会の公平・公正性を確保するため、審査判定の適正化及び平準化、または特記事項等が適切に審査に反映できるよう努めるとともに、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進します。

②ケアプランの点検

自立支援に資するケアマネジメントの実践に向け、適切なケアプランの作成を行い、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が行われるよう、ケアプランの点検を実施し、介護支援専門員の資質向上のための指導・強化、居宅介護支援事業所への指導等を進めます。

③住宅改修及び福祉用具購入・貸与等の点検

住宅改修の内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかという視点から、住宅改修を点検し適正化を図ります。また、福祉用具購入・貸与についても、必要性や利用状況等を確認し、適正給付に努めます。

④医療情報との突合・縦覧点検

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、チェック一覧表を基に提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、群馬県国民健康保険団体連合会から提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。

⑤介護給付費の通知

適切なサービス利用について啓発を行います。

3 介護保険サービスの充実

3-1 介護サービス・介護予防サービスの実施

(1) 訪問介護

訪問介護は、介護福祉士や訪問介護員が家庭を訪問し、入浴や排せつ等の身体介護、掃除や買い物等の生活援助を行うサービスです。また、介護予防訪問介護は要介護状態にならないことを目的として、自立を促しながら身体介護、生活援助等を行うサービスです。

サービスの提供にあたっては、人材の確保、体制整備が課題となっています。

■訪問介護

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(回/月)	476.0	486.0	523.0	1,389.4	1,427.4	1,476.4
実績値(回/月)	371.1	513.1	1,350.4			

※令和5年度は見込み値（※以下、同様）

【今後の取組目標】

- ・今後も利用者の増加が見込まれるため、効果的なサービス提供の在り方について検討し、サービスの提供と質の向上を促進します。
- ・地域生活への移行が進められているため、サービス提供にあたる人材の育成と資質の向上に努めるとともに、適正な提供が行える体制づくりを目指します。

(2) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、寝たきりの高齢者等の家庭を入浴車で訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ちこんで入浴の介護を行うサービスです。

本町には事業所がなく、町外の事業所が実施しています。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(回/月)	1.0	1.0	1.0	33.3	33.3	33.3
	実績値(回/月)	16.6	20.0	33.0			
予防	計画値(回/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値(回/月)	0	0	0			

【今後の取組目標】

- ・ 重度者の在宅生活を支援するために必要なサービスであるため、今後も継続してサービスの確保に努めます。

（３）訪問看護、介護予防訪問看護

訪問看護は、主治医の判断に基づき、看護師が家庭を訪問し、在宅療養上の看護や必要な診療の補助、家族等への指導、助言を行うサービスです。

本町では町外の事業所を利用している方が半数程度おり、高齢者の増加による需要が見込まれるため、サービスの充実が必要となっています。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(回/月)	199.8	201.0	201.0	178.3	184.3	194.7
	実績値(回/月)	107.2	129.8	148.1			
予防	計画値(回/月)	56.0	56.4	56.4	25.5	25.5	25.5
	実績値(回/月)	19.3	30.7	23.4			

【今後の取組目標】

- ・ 在宅で療養するサービス利用者の日常生活の支援を図るとともに、生活の質の確保するため、介護予防訪問看護サービスの提供を行います。
- ・ 今後も、在宅における介護や医療の需要が高まり、利用件数の増加が見込まれるため、サービスの提供と質の向上を促進します。

（４）訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助のために必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(回/月)	0	0	0	151.4	156.8	156.8
	実績値(回/月)	115.4	122.2	152.8			
予防	計画値(回/月)	0	0	0	51.5	57.5	57.5
	実績値(回/月)	53.9	77.7	47.2			

【今後の取組目標】

- ・ 医療機関等の退院、退所後の認定者の在宅生活への対応として利用者の需要の把握に努めるとともに、更なる普及と質の高いサービスの提供を図ります。

(5) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問して、在宅療養に関する相談や指導を行うサービスです。また、介護予防居宅療養管理指導は、介護予防を目的とした療養上の栄養指導、口腔清掃等を行うサービスです。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(人/月)	9	8	10	19	22	23
	実績値(人/月)	14	15	18			
予防	計画値(人/月)	1	2	2	1	1	1
	実績値(人/月)	0	1	1			

【今後の取組目標】

- ・在宅で療養するサービス利用者に対して、療養上の管理や指導、助言等を行い、要介護状態になることを防ぐ、または要介護状態の悪化を防ぐため、居宅療養管理指導の提供を行います。
- ・認定者の増加により、在宅療養上の指導等のニーズや利用の増加が見込まれるため、関係機関との連携をより一層強化します。
- ・医療機関や訪問看護等の他のサービスとの連携を図り、スムーズな利用へとつなげます。

(6) 通所介護

通所介護は、デイサービスの事業所に通い、入浴、食事等の介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

今後も利用者の増加が見込まれるため、人材の確保や体制整備が課題です。

■計画値と実績値

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(回/月)	508.0	514.8	522.2	275.3	295.4	315.5
実績値(回/月)	532.8	246.1	272.7			

【今後の取組目標】

- ・利用率が高いサービスであり、利用希望の増加が見込まれるため、サービスの提供と質の向上を促進します。
- ・新型コロナウイルスの流行により減少した通いの場への参加率を向上します。
- ・人材育成を支援し、サービスにかかわる職員の充実を図ります。

(7) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所等デイケアの事業所に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助のために必要なリハビリテーションを受けるサービスです。また、介護予防通所リハビリテーションは、介護予防を目的としたサービスです。

利用者が増加傾向にあるため、ニーズに合わせたサービスの提供が必要です。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(回/月)	181.1	188.8	195.6	119.3	119.1	124.4
	実績値(回/月)	135.7	108.7	117.1			
予防	計画値(人/月)	22	22	25	16	17	17
	実績値(人/月)	13	17	15			

【今後の取組目標】

- ・在宅生活へのスムーズな移行と自立支援を促すために重要なサービスであるため、サービスの効果等について広く周知を行い、利用を促進します。
- ・適切なサービスを提供できるよう、事業所や地域との連携し、体制の整備を図ります。
- ・介護予防通所リハビリテーションについては、選択的なサービスとして運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のメニューを提供し、重度化の防止を図ります。
- ・新型コロナウイルスの流行により減少した通いの場への参加率を向上します。

(8) 短期入所サービス、介護予防短期入所サービス

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に短期間入所（ショートステイ）し、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援を受けるサービスです。また、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護は、老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所（ショートステイ）し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を受けるサービスです。

本町では、全国の傾向と同様に人材の確保や体制整備が課題となっています。

■計画値と実績値（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護）

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(日/月)	265.4	308.1	343.8	371.0	390.5	410.0
	実績値(日/月)	332.3	303.6	329.1			
予防	計画値(日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値(日/月)	0	1.8	0			

■計画値と実績値（短期入所療養介護）

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(日/月)	0	0	0	11.6	11.6	11.6
	実績値(日/月)	4.3	3.1	8.2			
予防	計画値(日/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値(日/月)	0	0	0			

【今後の取組目標】

- ・ サービスについて周知啓発による浸透を図るとともに、医学的管理下で短期入所を必要とする利用者のニーズの把握に努め、適正な利用を促します。
- ・ サービスに関わる職員の人材育成に努め、サービスの提供と質の向上を促進します。

（９）福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与は、車いす、特殊寝台等の日常生活の自立を助ける用具や福祉機器のレンタルができるサービスです。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(人/月)	64	66	67	97	98	98
	実績値(人/月)	77	85	94			
予防	計画値(人/月)	14	14	15	19	19	21
	実績値(人/月)	15	15	17			

【今後の取組目標】

- ・ 自立支援を損ねることがないように、適正な利用の促進を図ります。

（10）特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具購入は、心身の機能が低下した高齢者に、入浴や排せつに用いる用具の購入費を支給するサービスです。また、特定介護予防福祉用具購入は、介護予防を目的とし、福祉用具の購入費を支給するサービスです。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(人/月)	10	11	12	1	2	2
	実績値(人/月)	1	1	1			
予防	計画値(人/月)	6	6	6	1	1	1
	実績値(人/月)	0	1	0			

【今後の取組目標】

- ・福祉用具を活用することは在宅生活での利用者本人の自立支援及び介護負担の軽減を図るうえで重要なものであるため、自立支援を損ねることがないようにサービスの内容・利用方法等を広く周知し、利用の促進に努めます。

(11) 住宅改修

住宅改修は、移動、排せつ等にかかる身体的負担を軽減するため、段差の解消や手すりの取り付け等の住宅改修に必要な費用を支給するものです。

本町では、居宅介護支援事業所の介護支援専門員、地域包括支援センターが申請の代行を実施しています。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(人/月)	9	9	9	1	1	1
	実績値(人/月)	1	1	0			
予防	計画値(人/月)	9	9	9	1	1	1
	実績値(人/月)	1	1	1			

【今後の取組目標】

- ・サービスの内容・利用方法等の周知啓発を行い、自立支援を損ねることがないように適正な利用の促進に努めます。
- ・ケアマネジャー・保険者とともに住宅改修に関する知識を高め、保険者による点検を行うなど、利用者の身体の状態に応じた住宅改修ができる体制の整備を行います。

(12) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所し、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話が受けられます。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(人/月)	9	11	12	4	5	6
	実績値(人/月)	9	7	3			
予防	計画値(人/月)	0	0	0	0	0	0
	実績値(人/月)	0	0	0			

【今後の取組目標】

- ・事業所と連携し、必要なサービスが提供できる体制の整備を継続して進めるとともに、医療的ケアが必要な利用者に適切な対応ができるように努めます。

(13) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援及び介護予防支援は、居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況や利用者、家族の意向をふまえ、介護サービス及び介護予防サービス計画を作成するとともに、市町村やサービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。ケアマネジメントは、要介護者については居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行い、要支援者には地域包括支援センターの職員（一部委託）が行います。

在宅サービス利用者に対する介護支援専門員の人材不足が課題となっているため、人材の確保に努めます。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(人/月)	135	137	138	144	144	148
	実績値(人/月)	140	137	143			
予防	計画値(人/月)	35	35	35	38	39	39
	実績値(人/月)	35	38	35			

【今後の取組目標】

- ・居宅介護支援の提供事業所に対し、公正・中立なケアマネジメントの提供を促すとともに、適切なケアプランにより、利用者の自立を支える環境基盤を整備します。
- ・今後も認定者が増加することが見込まれるため、事業所の新設を検討します。
- ・地域ケア会議を活用し、必要な方への適切なサービス提供についての情報の共有を促します。

3-2 地域密着型サービスの実施

「地域密着型サービス」は、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等をふまえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするもので、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うものです。

サービスの種類	概 要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス
夜間対応型訪問介護	在宅での生活を安心して継続させるため夜間を含めた 24 時間 365 日定期巡回と通報による随時対応を行うサービス
認知症対応型通所介護	比較的安定した状態にある認知症の方が通いながら共同して入浴・食事等日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家庭の事情に応じて随時「訪問」「泊まり」を組み合わせた柔軟な対応を行うサービス
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	比較的安定した状態にある認知症の入居者に入浴・食事等日常生活上の世話や機能訓練を共同生活の中で行う施設 【定 員】 18 人以下 (=2 ユニット×9 人／1 ユニット)
地域密着型特定施設入居者生活介護	リハビリや看護が必要な入居者に日常生活の看護・介護・機能訓練を行う施設 【定 員】 29 人以下
地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)入所者生活介護	常時介護が必要なため在宅の生活が困難な入所者に食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護や健康管理を行う施設 【定 員】 29 人以下
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービス
地域密着型通所介護	一定定員以下の小規模型な通所介護。制度改正により、平成 28 年度から小規模な通所介護事業所は、町が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられる

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携し、短時間の定期巡回と随時の訪問サービスが受けられます。本町には事業所がなく、町外の事業所が実施しています。

■計画値と実績値

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(回/月)	1	1	1	2	2	2
実績値(回/月)	1	2	2			

【今後の取組目標】

- ・事業所と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

(2) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴などの介護や機能訓練を行うサービスです。

■計画値と実績値

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(回/月)	497.2	528.7	519.7	783.8	801.8	828.6
実績値(回/月)	475.3	703.8	745.6			

【今後の取組目標】

- ・事業所の運営状況を確認しながら、適正なサービスの提供に努めます。

(3) 小規模多機能型居宅介護

利用者の状態や希望、家庭の事情に応じ、通いを中心に随時「訪問・泊まり」を組み合わせた柔軟な対応を行うサービスです。本町には事業所がなく、町外の事業所が実施しています。

■計画値と実績値

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(回/月)	1	1	1	1	1	1
実績値(回/月)	1	0	0			

【今後の取組目標】

- ・事業所と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

(4) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援・要介護者が入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活の支援や機能訓練等を受けるサービスです。

■計画値と実績値

		第8期			第9期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	計画値(人/月)	25	28	32	19	20	20
	実績値(人/月)	23	21	18			
予防	計画値(人/月)	0	0	0	1	1	1
	実績値(人/月)	1	1	1			

【今後の取組目標】

- ・適切なサービスを提供できるよう、施設の新設を検討します。
- ・他事業所・地域との連携を図るなど、供給体制の整備を図ります。

3-3 施設・居住系サービスの実施

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどに常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設で、施設サービス計画に基づき、入浴や排せつ、食事、相談等日常生活上の支援を受ける施設サービスです。本町でも、全国の傾向と同様に人材不足が課題となっています。

■計画値と実績値

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(回/月)	58	60	63	60	61	62
実績値(回/月)	56	59	60			

【今後の取組目標】

- ・利用者のニーズに対応するため、町外施設とも連携し、地域の実情をふまえた適切な運用を図ります。
- ・人材確保及び職員の質の向上を図ります。

(2) 介護老人保健施設

常に介護が必要な人が対象の施設で、医学的な管理のもと、自宅へ戻れるよう介護や看護、リハビリテーションを行います。本町には事業所がなく、町外の事業者が実施しています。

■計画値と実績値

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(回/月)	10	12	13	7	7	8
実績値(回/月)	9	9	7			

【今後の取組目標】

- ・サービスについて理解を深めるための周知活動を推進します。

(3) 介護医療院

長期間にわたり療養が必要な要介護者が入院して、介護、機能訓練、そのほか、必要な医療を受けることができる医療施設です。

現在、町内に介護医療院はなく、利用者は町外の施設に入所していますが、令和7年度に町内に1事業所が開設予定です。

■計画値と実績値

	第8期			第9期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(回/月)	6	6	6	2	3	3
実績値(回/月)	2	3	1			

【今後の取組目標】

- ・利用ニーズを把握し、適切なサービス提供に努めます。
- ・他市町村との連携を図り、適切なサービスが受けられるよう努めます。

4 福祉サービスの充実

(1) 生きがいサロン

65 歳以上の介護認定を受けていない方、要支援 1、2 の方を対象に、心身の健康を保つことを目的として、日帰りで入浴や食事等のサービスを提供したり、趣味活動を楽しみ、人と触れ合ったりする場を提供します。長野原町社会福祉協議会に委託して実施しています。

【今後の取組目標】

- ・ 高齢者の健康・生きがいづくりを促進するため事業の充実を図るとともに、周知啓発により利用促進を図ります。
- ・ 利用者数の確保、内容（フレイル予防等）を町包括と調整実施します。

(2) ホームヘルプサービス

在宅で生活するおおむね 65 歳以上の高齢者世帯に対して、要介護状態への進行を予防するため、軽易な日常生活上の援助、通院等の付き添いや買い物等を行います。

【今後の取組目標】

- ・ 今後も介護保険で対応できないニーズを補うサービスとして、適正なサービスの提供を行うため需要を把握し、継続して実施します。

（３）日常生活用具給付・貸出（緊急通報装置の貸し出し）

緊急時に消防署や協力員等に連絡できるよう、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、通報装置を貸し出します。

また、ALSOK 警備員による 24 時間体制の駆けつけサービスを実施します。

【今後の取組目標】

- ・高齢者が安心して生活できるよう、今後も継続して実施します。

（４）配食サービス

住み慣れた地域での生活を支援し、福祉の増進を図ることを目的として、在宅で生活している虚弱な高齢者に対し、毎週水、金曜日に配食サービス、安否確認を行います。長野原町社会福祉協議会に委託して実施しています。

【今後の取組目標】

- ・配食サービスを通じた食事の提供や安否確認により、高齢者が少しでも安心して生活できるよう、今後も継続して実施します。
- ・配食協力事業者（食堂）や配食ボランティアの確保に努めます。

（５）高齢者・障がい者温泉入浴補助

65 歳以上の高齢者及び障がい者を対象に、町内の温泉施設の利用料を一部助成します。

【今後の取組目標】

- ・心身の健康促進と、住民同士のふれあいの機会の拡大に向け、利用可能な温泉施設の拡充に努めます。

（６）敬老祝金の支給

100 歳到達時に 20 万円の敬老祝金を支給します。

【今後の取組目標】

- ・敬老祝金の支給を通じて敬老の意を表すとともに長寿をお祝いし、さらなる福祉の増進に努めます。

(7) 養護老人ホーム

65 歳以上の人（65 歳未満の人であっても、特に必要な人を含む）であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難である人が入所し、日常生活上必要なサービスを提供する施設です。

【今後の取組目標】

- ・ 対象者の現状をふまえ、利用者の希望にそった対応を図ります。
- ・ 入所者が要介護等の状態になった場合は、介護保険サービスの利用が可能となります。

(8) 移動支援事業

医療機関を巡る福祉バスや外出支援バスを運行し、移動の利便性の向上を図ります。

【今後の取組目標】

- ・ 利用者のニーズをふまえ、さらなる利便性の向上を図るため、運行本数の増便について検討を進めます。
- ・ タクシー運賃の一部を補助する事業を開始し拡充を図ります。

(9) その他

社会福祉協議会において、ベッド、車いす、エアマット等の貸し出し、紙おむつ支給事業、その他各種福祉サービスを実施します。

〈参考〉

- ・ 長野原町ホームヘルプサービス事業実施要綱 平成 12 年 4 月 1 日 要綱第 7 号
- ・ 長野原町生きがいデイサービス運営事業実施要綱 平成 12 年 4 月 1 日 要綱第 8 号
- ・ 長野原町生活管理指導短期宿泊事業実施要綱 平成 13 年 1 月 12 日 要綱第 3 号
- ・ 長野原町老人日常生活用具給付等事業実施要綱 平成 2 年 3 月 30 日 要綱第 1 号
- ・ 長野原町高齢者等配食サービス事業実施要綱 平成 14 年 3 月 26 日 要綱第 7 号
- ・ 長野原町敬老祝金条例 平成 17 年 3 月 10 日 条例第 5 号
- ・ 長野原町高齢者並びに障害者の温泉利用促進事業実施要綱 平成 2 年 6 月 10 日 要綱第 8 号

基本目標２ 高齢者が自分らしくいきいき暮らせるまちづくり

１ 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり

（１）保健・医療・福祉の連携強化

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、一人ひとりの実情に合ったサービスが包括的に提供されるケアマネジメント体制を構築することが重要です。

本町では、地域包括支援センターを中心に、支援を必要としている高齢者を早期に把握するとともに、保健・医療・福祉の各分野が連携し、個々のニーズに対応したサービスの提供に努めます。

（２）高齢者の健康づくり活動

高齢者が生涯にわたって健やかに暮らせるよう、正しい生活習慣の定着や健康管理、健康づくりに関する正しい知識と意識を高め、心身ともに健康であることが重要です。

本町では、健康維持のための健康教育、機能訓練などの保健事業や老人クラブを中心とした各種スポーツ大会・教室などによって気軽に参加できる体力づくりの機会を提供しています。

また、生活支援体制整備事業による既存の活動の把握や、地域住民主体の体力づくり（フレイル予防）の推進、活動の困りごとの相談を受けています。引続き、活動内容のさらなる充実を図ります。

２ 高齢者が活躍できるまちづくり

（１）生きがいつくり

高齢期を豊かにするためには、生きがいつくり活動が非常に重要です。地域活動や交流活動等は、人とのつながりを生み出し、高齢者の心の健康づくりにも大きく貢献しています。

本町では、幼稚園、保育園及び小・中学校の「総合的な学習の時間」等を活用して、思いやりの心と生命の尊さを学ぶ機会、ボランティア活動の継続的实施とグループの育成、高齢者や障がい者とのふれあいの機会を確保しています。

今後も幼稚園、保育園の園児及び小・中学校の児童・生徒による福祉施設の訪問や、福祉施設や地域の高齢者を学校に招待するなど、学校等における世代間交流を推進します。

また、広報紙・ホームページ等を通じて、高齢者が様々な場面で活躍している様子を広く住民に紹介し、生きがいつくりのきっかけとなるような働きかけを推進します。

（２）シルバー人材センター等就労の場

高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するため、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、技術を活かして働くことができる場の提供が必要です。

そのため、シルバー人材センター等の充実を図り、技能を修得するための研修を実施するなど、シルバー人材センターの運営を支援します。また、既存のシルバー人材センターの活動のみならず、新たな活動の展開についても検討し、高齢者の就労の場の拡充を図ります。

本事業は、長野原町社会福祉協議会に委託し実施します。

（３）生涯学習や啓発活動への意識づけ

高齢者が生きがいを持っていきいきと暮らすことができるよう、生涯学習や文化・芸術活動、スポーツ活動等への参加を促進し、心と身体の健康づくりを支援することが重要です。

そのため、高齢者の地域福祉活動への参加を支援し、さまざまなかたちで高齢者が社会に参加できる仕組みづくりに取り組みます。また、高齢者のニーズに合った学習、活動機会の提供や、活動に関する情報提供の充実を図ります。

（４）老人クラブ活動の推進

老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、「健康づくり」「仲間づくり」「生きがいづくり」を目的に、会員相互の親睦を深めるとともに、教養の向上や健康増進、レクリエーション活動等、様々な活動を行っています。また、社会貢献活動についても積極的に実施しています。

今後も、老人クラブ活動への支援を継続して行い、活動の活性化を図ります。

3 高齢者を支えるまちづくり

(1) ボランティア活動の促進

高齢者を地域で支える環境づくりを進めるにあたっては、行政が実施する福祉施策や介護保険制度によるサービス等、公的なサービスのみでは、高齢者がかかえる潜在的な課題の解決に結びつかないことがあります。

そのため、ボランティア活動等の自主的な活動を促進するための情報提供や福祉教育の充実を図り、高齢者を地域で支える環境づくりを推進します。また、社会福祉協議会や各種活動団体との連携や情報交換を図り、支援活動の充実につなげます。

(2) 地域における福祉活動

公的なサービスの充実に加えて、自治会、老人クラブ、民生委員、ボランティア活動団体などの取組による地域での支え合いの体制の構築が求められています。さらに、住民それぞれが福祉に関する意識を高め、住民主体の地域福祉を推進していくことが求められています。

地域福祉の視点に基づく啓発・交流活動の充実を図るとともに、生活支援体制整備事業による活動により、地域における住民の支え合い、助け合いの意識を高め、住民主体の福祉コミュニティの形成を図ります。

(3) 移動支援の充実

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、より利便性の高い地域公共交通網の構築と、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりが必要です。

本町では、町内の交通不便・空白地域の解消を図り、高齢者がより利用しやすい移動手段を確保するため、外出支援バスや福祉バスの拡充を図ります。

また、日常の買い物に困っている方を支援するため、移動販売車の充実を図るとともに、タクシー運賃の一部を補助する事業を開始し、拡充を図ります。

4 高齢者がのびのび暮らせるまちづくり

(1) ユニバーサルデザインの推進

誰もが安心して安全な生活を送ることができる地域社会を実現するためには、ユニバーサルデザインの考え方をふまえたまちづくりを進めることが重要です。

本町では、高齢者をはじめとするすべての住民が安心してのびのびと暮らすことができるまちを目指し、ユニバーサルデザインの考え方をふまえた生活環境の整備を進めます。

(2) 交通安全活動の推進

交通安全意識の浸透や自動車の安全性能の向上等により交通事故の死者数は年々減少傾向にありますが、加齢による身体機能の低下等で高齢者が交通事故の加害者となるケースが増えています。

本町では、社会福祉協議会と警察による高齢者向けの安全運転講習等を実施するなど、運転者への安全指導の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携し、高齢者の交通安全に対する意識の向上や交通事故防止に向けた各種取組を推進します。

(3) 防犯活動の推進

近年、高齢者を狙った悪質な犯罪が増加しており、その手口は巧妙化・多様化しています。

被害の未然防止に向け、広報啓発活動の充実を図るとともに、日頃からの家族及び近所間の声かけや防犯パトロールの実施等、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

(4) 防災活動、感染症対策の推進

近年、全国で予測が難しい自然災害が多発しており、災害対策の強化の必要性が高まっています。また、全世界に甚大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の経験をふまえ、高齢者の感染症対策や事業所との連携体制の構築等に取り組むことが求められています。

災害時の対策においては、消防団・警察との協力のもと、啓発活動、地域防災訓練、火災避難訓練、講習会等を継続して実施し、住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。

また、感染症対策としては、感染拡大防止に向けた周知・啓発や物品の備蓄、感染症発生時の連携体制の構築等に取り組めます。

さらに、令和6年度から事業所に義務化された業務継続計画の策定について、町内事業所への周知や支援を行います。

5 高齢者の尊厳を守るまちづくり

(1) 高齢者の虐待防止対策の推進

高齢者虐待は社会問題となっており、虐待防止に向けた対応策が求められています。

本町においては、虐待の未然防止に向けた啓発や、関係団体・組織等と連携した虐待の早期発見、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援など、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいた各種取組を推進するとともに、養護者及び養介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備を図ります。

(2) 認知症高齢者対策の推進

今後も認知症高齢者の増加が予想されます。住民の認知症に関する理解と知識を深めるとともに、医療、介護及び生活支援等における官民が連携した支援により、認知症高齢者の尊厳が保たれながら、地域ぐるみで見守り、支えることのできる体制の整備が重要です。

本町では、今後も継続して認知症サポーター養成講座や認知症カフェを開催し、認知症への理解促進を図るとともに、認知症の介護者が互いに悩みを相談し、情報交換ができる場として認知症家族交流会を開催します。

介護に関わる職員の認知症介護基礎研修を通じた対応力の向上や、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応への支援により、本人の意思やそれまでの生活を尊重した質の高いケアを行います。また、令和5年に設置した成年後見制度中核機関を通じて、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

■認知症サポーター養成講座の実績と目標

	実績値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	1回	2回	3回	3回

■認知症カフェの実績と目標

	実績値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	0回	毎月	毎月	毎月

■認知症家族交流会の実績と目標

	実績値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	毎月	毎月	毎月	毎月

■認知症初期集中支援チームの実績と目標

	実績値	目標値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初期集中支援対象者数	0人	1人	1人	1人

第5章 介護保険サービスの推計と保険料

1 人口及び要支援・要介護認定者数の推計

(1) 総人口と高齢者人口の推計

長期的な人口推計をみると、高齢化の進行と合わせて現役世代が急減するといわれる令和22年では、高齢化率が51.1%となっています。

(単位:人)

	実績値		推計値						
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和32年
0～64歳	3,310	3,229	3,139	3,065	2,971	2,668	2,343	1,959	1,458
高齢者人口	2,081	2,074	2,100	2,111	2,134	2,129	2,068	2,051	1,742
前期高齢者	987	939	932	897	889	829	792	804	569
後期高齢者	1,094	1,135	1,168	1,214	1,245	1,300	1,276	1,247	1,173
総人口	5,391	5,303	5,239	5,176	5,105	4,797	4,411	4,010	3,200
高齢化率	38.6%	39.1%	40.1%	40.8%	41.8%	44.4%	46.9%	51.1%	54.4%

資料：住民基本台帳実績（各年10月1日現在）をもとに推計

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

本町の要支援・要介護認定者数は、概ね緩やかな増加傾向で推移し、令和22年をピークに減少傾向となる見込みです。

(単位:人)

	実績値		推計値						
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和32年
要支援・要介護認定者総数	389	369	373	378	385	396	421	429	391
要支援1	71	67	68	69	70	74	79	78	70
要支援2	38	43	42	43	45	45	49	49	45
要介護1	61	67	62	61	61	67	74	73	66
要介護2	60	43	55	57	58	58	62	65	58
要介護3	64	60	63	63	64	65	65	70	64
要介護4	58	56	53	55	57	57	60	62	58
要介護5	37	33	30	30	30	30	32	32	30
第1号被保険者数	386	367	371	376	383	394	419	427	391
要支援1	70	67	68	69	70	74	79	78	70
要支援2	37	43	41	42	44	44	48	48	45
要介護1	61	67	62	61	61	67	74	73	66
要介護2	60	43	55	57	58	58	62	65	58
要介護3	63	58	62	62	63	64	64	69	64
要介護4	58	56	53	55	57	57	60	62	58
要介護5	37	33	30	30	30	30	32	32	30

資料：住民基本台帳実績（各年10月1日現在）をもとに推計

2 介護保険の保険料と事業費の算出

(1) 保険料算定の手順

以下の流れに沿って、令和6年度から令和8年度までの保険料を算出します。

■サービス見込み量・保険料の算定フロー

① 人口推計

令和6年度から令和8年度までの3か年と、令和12年度、令和22年度の人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を推計します。

② 要支援・要介護認定者数の推計

男女別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を乗じて推計します。

③ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護老人福祉施設など施設サービス及び認知症対応型共同生活介護など居住系サービスの利用者数を、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考に推計します。

④ 居宅サービス利用者数の推計

推計した要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じ、これにサービス受給率を乗じて推計します。

⑤ 総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の一人当たり給付額（実績からの推計）を乗じて推計します。

⑥ 第1号被保険者保険料額の設定

総給付費をもとに標準給付費を推計します。さらに標準給付費に地域支援事業費を加え、調整交付金と介護保険基金の取崩額を加味して保険料基準額を算出します。この基準額に段階別で定めている「負担割合」を乗じて保険料を設定します。

(2) 介護保険給付費の見込み

① 介護サービス

(単位:千円)

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス					
訪問介護	51,288	52,669	54,268	52,835	53,225
訪問入浴介護	5,722	5,729	5,729	5,729	6,757
訪問看護	12,019	12,307	12,741	12,507	13,637
訪問リハビリテーション	5,611	5,813	5,813	6,253	6,659
居宅療養管理指導	1,303	1,489	1,548	1,549	1,669
通所介護	25,364	26,789	28,181	29,876	32,117
通所リハビリテーション	12,494	12,585	13,051	13,051	14,524
短期入所生活介護	36,281	38,634	40,941	43,269	42,631
短期入所療養介護(老健)	1,688	1,690	1,690	1,690	17,743
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	15,900	16,132	16,195	16,255	17,326
特定福祉用具購入費	292	584	584	584	584
住宅改修費	960	960	960	960	960
特定施設入居者生活介護	7,760	9,590	11,410	13,694	13,694
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,709	6,717	6,717	6,717	6,717
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	80,829	82,807	85,469	85,635	91,103
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1,275	1,276	1,276	1,276	1,276
認知症対応型共同生活介護	55,961	59,067	59,067	61,917	65,040
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
施設サービス					
介護老人福祉施設	175,535	178,926	181,987	181,987	184,633
介護老人保健施設	25,549	25,581	29,668	33,020	33,020
介護医療院	7,927	11,646	11,646	19,583	19,583
居宅介護支援	27,974	28,095	28,988	29,186	32,152
合計	558,441	578,794	597,637	617,281	654,758

② 介護予防サービス

(単位:千円)

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,551	1,553	1,553	1,553	1,553
介護予防訪問リハビリテーション	1,936	2,168	2,168	2,695	2,695
介護予防居宅療養管理指導	72	72	72	72	72
介護予防通所リハビリテーション	5,298	5,578	5,578	5,852	5,852
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,878	1,878	2,066	2,066	2,066
特定介護予防福祉用具購入費	288	288	288	288	288
介護予防住宅改修	1,711	1,711	1,711	3,421	3,421
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,671	2,674	2,674	2,674	2,674
介護予防支援	1,941	1,947	1,947	1,894	2,006
合計	17,519	18,095	18,283	20,906	20,961

(3) 標準給付費の見込み

(円)

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費	575,960,000	597,181,000	616,212,000	638,479,000	676,011,000
特定入所者介護サービス費等給付費額 ※	17,993,700	17,967,643	18,309,421	18,368,324	19,714,693
高額介護サービス費等給付費額 ※	13,429,950	13,413,587	13,668,737	13,674,350	14,676,658
高額医療合算介護サービス費等給付費額	2,443,241	2,436,619	2,482,968	2,529,317	2,714,712
審査支払手数料	432,720	431,520	439,740	418,096	448,728
標準給付費見込額	610,259,611	631,430,369	651,112,866	673,469,087	713,565,791

※財政影響額調整後

(4) 地域支援事業費の見込み

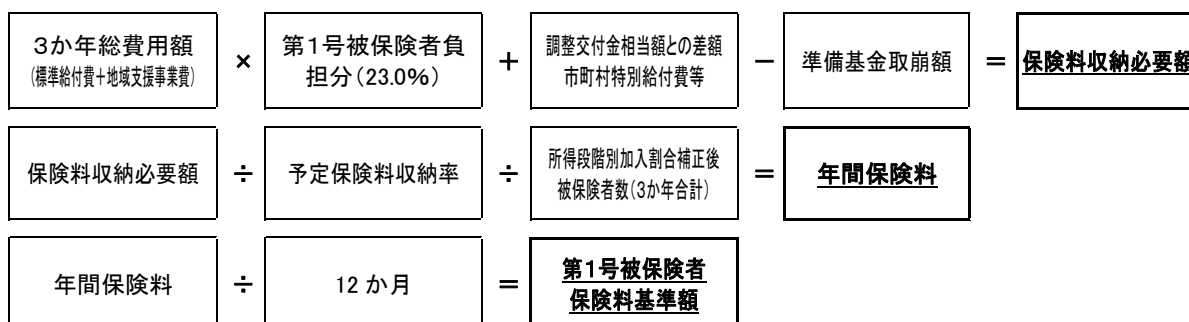
(円)

	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	11,329,785	12,163,884	12,205,964	13,426,559	14,403,037
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	2,516,837	2,567,174	2,618,517	2,880,369	3,089,850
包括的支援事業(社会保障充実分)	9,758,096	9,953,259	10,152,324	10,380,442	10,602,293
地域支援事業費	23,604,718	24,684,317	24,976,805	26,687,370	28,095,180

3 介護保険料の設定

(1) 第1号被保険者で賄う介護保険料基準額

① 保険料算定の手順



・ 3か年総費用額

施設・居住系サービス、在宅サービス等の介護サービス費、地域支援事業費、高額介護サービス費等、全ての費用の3年間の合計額。

・ 第1号被保険者負担分

総費用額のうち、23%を第1号被保険者の保険料でまかなうこととされている。

・ 調整交付金相当額との差額

調整交付金は、総費用額の5%を標準とし、後期高齢者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料額の格差調整のために交付されるものであり、その差額を算入する。

・ 準備基金取崩額

第8期計画期間中に積み立てた準備基金のうち、第9期介護保険料の軽減を図るために取り崩す額。

・ 保険料収納必要額

第1号被保険者の保険料によりまかなう必要がある3年間の必要額。

・ 保険料収納率

第1号被保険者の保険料収納割合で、過去の実績を勘案して見込む。

・ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別の被保険者数に、各所得段階別の保険料率を掛け合わせ、合計した人数。

・ 第1号被保険者保険料基準額

第9期計画期間中における基準となる保険料額。所得段階により保険料率が異なり、低所得者は負担が軽減され、高所得者には高負担をいただく。

② 財源構成

介護保険の財源構成は、介護保険法で被保険者の保険料が 50%、国・県・町による公費負担が 50%と定められており、第 1 号被保険者の負担割合は 23.0%となります。

なお、公費負担の 50%のうち国は 25%となっており、そのうち 5%は市町村の後期高齢者（75 歳以上）人口の比率及び所得段階別の構成比に基づき、介護給付費財政調整交付金（以下、調整交付金）として、全国平均で 5 %交付されます。

	第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国負担金	調整交付金	県負担金	町負担金	計
介護給付 (施設等給付費除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	100.0%
介護給付 (施設等給付費)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%	100.0%
地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%	100.0%
地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業)	23.0%	－	38.5%	－	19.25%	19.25%	100.0%

(2) 保険料収納必要額等

(円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額(A)	610,259,611	631,138,369	650,820,866	1,892,218,846
地域支援事業費(B)	23,604,718	24,684,317	24,976,805	73,265,840
第1号被保険者負担分相当額(C)	145,788,796	150,906,378	155,500,624	452,195,798
調整交付金相当額(D)	31,079,470	32,179,713	33,165,942	96,425,124
調整交付金見込交付割合(E)	5.00%	4.93%	4.74%	
調整交付金見込額(F)	31,079,000	31,729,000	31,441,000	94,249,000
財政安定化基金拠出金見込額(G)				0
財政安定化基金償還金(H)				0
準備基金残高(I)				55,799,278
準備基金取崩額(J)				33,820,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(K)				2,309,000
保険料収納必要額(L)	(C)+(D)-(F)+(G)+(H)-(J)-(K)			418,242,922
予定保険料収納率(M)				99.4%
予定保険料収納率を考慮した必要額(N)	(L)÷(M)			420,767,527

※端数が含まれるため、総額と一致しない場合があります

(3) 所得段階別保険料額の算定

本町の第9期介護保険、基準保険料は 5,400 円／月(64,800 円／年)と定めます。

国の指針に伴い、第9期では介護保険制度の持続的な運営を図るため、所得段階をこれまでの9段階から13段階に変更します。この変更に伴い、第1段階から第3段階は負担軽減、第6段階以上は負担能力に応じた保険料率が設定されます。

段階	対象者	保険料率	保険料額 (上段:月額) (下段:年額)
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.285	月額: 1,541 円 年額: 18,500 円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額 × 0.485	月額: 2,625 円 年額: 31,500 円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	基準額 × 0.685	月額: 3,700 円 年額: 44,400 円
第4段階	・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.90	月額: 4,866 円 年額: 58,400 円
第5段階	・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等 80 万円超	基準額 × 1.00	月額: 5,400 円 年額: 64,800 円
第6段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額 120 万円未満	基準額 × 1.20	月額: 6,483 円 年額: 77,800 円
第7段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.30	月額: 7,025 円 年額: 84,300 円
第8段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満	基準額 × 1.50	月額: 8,100 円 年額: 97,200 円
第9段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満	基準額 × 1.70	月額: 9,183 円 年額: 110,200 円
第10段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満	基準額 × 1.90	月額: 10,266 円 年額: 123,200 円
第11段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満	基準額 × 2.10	月額: 11,341 円 年額: 136,100 円
第12段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満	基準額 × 2.30	月額: 12,425 円 年額: 149,100 円
第13段階	・市町村民税課税かつ合計所得金額 720 万円以上	基準額 × 2.40	月額: 12,966 円 年額: 155,600 円

※第1段階、第2段階、第3段階の保険料率は、国の指針に沿って標準乗率に公費軽減割合を加えた最終乗率を記載しています(標準乗率は第1段階 0.455、第2段階 0.685、第3段階 0.69)。

※保険料の年額は『基準額×保険料率(100 円未満切り上げ)』で算出しています。また、月額は『年額/12 か月(小数点以下切り捨て)』で算出した月当たりの参考額です。

■所得段階別被保険者数の推計

(単位:人)

段階区分	第9期			長期推計	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
第1段階	270	272	275	274	264
第2段階	220	221	223	223	215
第3段階	165	166	168	167	161
第4段階	171	172	174	174	167
第5段階	339	341	345	344	331
第6段階	435	437	441	440	423
第7段階	280	281	284	283	273
第8段階	109	110	111	111	107
第9段階	42	42	42	42	41
第10段階	24	24	25	25	24
第11段階	16	16	16	16	16
第12段階	8	8	8	8	8
第13段階	21	21	22	22	21
第1号被保険者数計	2,100	2,111	2,134	2,129	2,051

第6章 計画の推進

1 計画の進行管理と点検

本計画は、現役世代が急減する令和 22 年をふまえて中長期的な視点で策定しています。今後も介護保険制度の持続的な運営のためには、要介護認定者のみならず、地域との連携を通じて、住民の自主的な健康づくりも含めた効果的な総合事業の取組を進めていく必要があります。

事業の点検・評価にあたっては、各目標に基づき、定期的に施策や事業の進捗管理を実施し、より実効性のある分析・評価に努めます。また、地域包括支援センター運営会議を開催し、地域支援事業や予防給付を中心としたセンターの活動の評価や充実を図ります。

2 介護保険制度や高齢者福祉制度の周知・啓発

介護保険制度や高齢者福祉施策の理解が深まるよう、広報紙やパンフレットの作成・配布、説明会の開催等、住民に対して広く分かりやすい情報を提供します。

また、利用者がサービスを適切に選択できるよう、地域包括支援センターを中心とする相談体制に加えて、より地域の身近なところで気軽に相談できる体制を確保し、サービスが利用しやすい環境づくりを進めます。

3 サービスの質の確保と介護給付の適正化

要介護認定を適切に実施するとともに、利用者が必要とする介護サービスを事業者が適切に提供できるよう指導及び支援を行います。

介護保険以外の保健福祉サービスを含む総合的なケアマネジメントの実施に向けて、定期的にケアプランの点検等を実施するとともに、適切なサービスの提供が行われるよう介護支援専門員への指導・助言を行います。

事務負担の軽減を図りつつ、効果的かつ効率的な事業実施のため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討します。

4 関係機関・地域との連携

地域の福祉ニーズは複雑・多様化・複合化しています。近隣自治体間及び健康・医療・福祉等における分野間の連携はもとより、住宅、就労、生涯教育等、幅広い分野が連携した支援が必要です。今後も各分野、地域、団体、事業所、専門機関、近隣自治体等との連携を強化し、重層的な支援の充実を図ります。

また、介護認定審査会を圏域で実施し、今後の施設、サービス利用にあたっての継続的な調整、連携を図ります。

さらに、地域福祉と連携した各種活動・支援の展開を図り、住民による主体的な取組を支援し、本町全体で高齢者を支える体制の整備を進めます。

資料編

1 長野原町介護保険事業懇談会名簿

氏 名	職名・選出区分等
黒岩 巧	会長 町議会議員
入澤 信夫	町議会議員 総務文教委員長
犬塚 守人	医師 学識経験者
宮前 正	薬剤師 学識経験者
浅沼 克行	社会福祉協議会長
萩原 俊明	副会長 民生児童委員協議会長
駒野 みどり	からまつ荘施設長
山田 尚	西吾妻福祉病院 居宅介護支援事業所えがお 管理者
湯本 伸平	有料老人ホーム川原湯温泉 管理者
小林 柳一	被保険者 町老人クラブ連合会長

2 計画策定の経過

日時	内容
令和5年12月18日	・ 第1回介護保険事業懇談会 (制度概要、町の現状、アンケート調査結果等について)
令和6年 2月22日	・ 第2回介護保険事業懇談会 (計画素案、介護保険料の設定等について)

3 長野原町介護保険事業懇談会設置要綱

平成 10 年 9 月 2 日

要綱第 4 号

(目的)

第 1 条 介護保険法により地方公共団体に義務づけられた介護保険事業の制度化、介護保険事業計画の策定並びに現行老人保健福祉計画の見直しについて、町民各界から幅広い意見を踏まえ、老後の最大の不安要因である介護の問題等中心にして高齢者が安心して地域の中で生活することのできる望ましいものとするため、長野原町介護保険事業懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 懇談会は次の委員をもって構成する。

社会福祉協議会・民生児童委員・保健福祉医療行政機関ボランティア・高齢者介護者高齢者代表・被保険者・町議会及び学識経験者等のうちから町長が委嘱する。

(協議事項)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 長野原町における介護保険事業の制度に関する事項
- (2) 長野原町における長野原町介護保険事業支援計画の策定に関する事項
- (3) 長野原町における長野原町老人保健福祉計画の見直しに関する事項
- (4) その他、介護保険事業の制度化、介護保険事業支援計画、介護保険事業計画、老人保健福祉計画の見直しに必要な事項

(会議)

第 4 条 懇談会には会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 懇談会は、会長が召集し、これを主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

4 懇談会には、必要に応じて事案に関係する者を出席させることができる。

5 懇談会は、必要に応じて随時開催するものとする。

(会議の報告)

第 5 条 懇談会で審議した結果は、吾妻福祉事務所に報告する。

(意見の反映)

第 6 条 懇談会における意見は、介護保険事業等、及び介護保険事業支援計画、長野原町老人保健福祉計画に反映させるものとする。

(存続期間)

第 7 条 懇談会の存続期間は、この要綱施行の日から介護保険事業開始後必要な間とする。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、町民生活課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成 18 年 3 月 27 日要綱第 14 号)

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

長野原町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

発行：長野原町役場 町民生活課

住所：〒377-1392

群馬県吾妻郡長野原町

大字長野原 1340 番地 1

TEL : 0279-82-2246

FAX : 0279-82-3115

発行年月：令和6年3月